

あきる野市障がい者福祉計画

- あきる野市障がい者計画
- あきる野市障害福祉計画
- あきる野市障がい児福祉計画

【 素案 】

平成30年1月現在

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置付けと計画期間	2
第3節 計画の策定体制	7
第2章 障がい者の現状	8
第1節 障がい者の状況	8
第2節 雇用の状況	17
第3節 特別支援学級の学級数及び児童・生徒の状況	19
第3章 計画の基本理念	21
第1節 基本理念	21
第2節 基本目標・施策体系	22
第4章 施策の展開	29
基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進	29
基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進	35
基本目標3 保健・医療の充実	42
基本目標4 障がい児支援の充実	47
基本目標5 安心して地域で生活できる環境づくり	53
基本目標6 就労や社会参加による生きがいづくり	60
第5章 障害福祉計画	66
第1節 障がい者に対するサービス支援の全体像	66
第2節 障がい者数の推計	67
第3節 国の基本指針に定める第5期計画の成果目標	69
第4節 障害福祉サービス等の事業量見込み	74
第5節 第4期計画の目標と実績	88
第6章 障がい児福祉計画	93
第1節 障がい児数の推計	93
第2節 障害児通所支援等の事業量見込み	94
第3節 第4期計画の目標と実績	97

第7章 計画の推進	98
第1節 計画の推進体制	98
第2節 計画の推進管理	99
資料編	101
第1節 計画策定の経過	101
第2節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	102
第3節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員 名簿	104
第4節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員等からの意見	105
第5節 あきる野市地域自立支援協議会から聴取した意見	111
第6節 用語解説	114

第1章 計画の策定に当たって

第1節 策定の背景と趣旨

本市では、平成18年度から「障害者自立支援法」に基づく「あきる野市障害福祉計画」を策定するとともに、「あきる野市地域保健福祉計画」を内包する形で、「障害者基本法」に基づく「あきる野市障がい者計画」を策定し、「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、障がい者の自立に向けた各施策に取り組んできました。

国の障がい者施策は、障がい者の自立と社会参加を促進するため、法制度が大きく変化しています。平成18年には、新たな制度として「障害者自立支援法」が全面施行され、各種サービスの一元化や就労移行支援事業の創設など、就労支援の抜本的な強化が図られました。

また、平成23年には、「障害者基本法」の改正により、障がい者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生まれるものとする「社会モデル^{*}」の考え方を踏まえ、障がい者の範囲や定義が見直されています。

その後、平成24年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げを除去する等の共生社会の実現に向けた取組が図られています。

平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、一体的に取り組んできた国内法制度の整備が整い、より一層、障がい者の有する権利の実現に向けた取組の推進を図ることになります。さらに、本計画の初年度に当たる平成30年度には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されます。

本市では、このような国の大きな流れを踏まえるとともに、本市のこれまでの障がい者福祉施策の状況と障がい者とその家族の意向等を把握し、今後の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために、「あきる野市障がい者福祉計画」を策定しました。

【 障害の表記について 】

本計画における「障害」の表記については、市で定める「障がい者の表記」に基づき、「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容する場合に「障がい」と表記します。それ以外の国の法令や地方公共団体の条例等に基づく制度や施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞等については、そのままの「障害」と表記します。

また、文中の「障がい者」の表記については、障がい児を含めた本計画の対象者全てを表しています。対象が障がい児のみのときは、「障がい児」と表記します。

※社会モデル：「障害」は個人にあるものではなく、社会環境等の外部に存在する社会的障壁によって構築されるものとしてとらえる考え方。

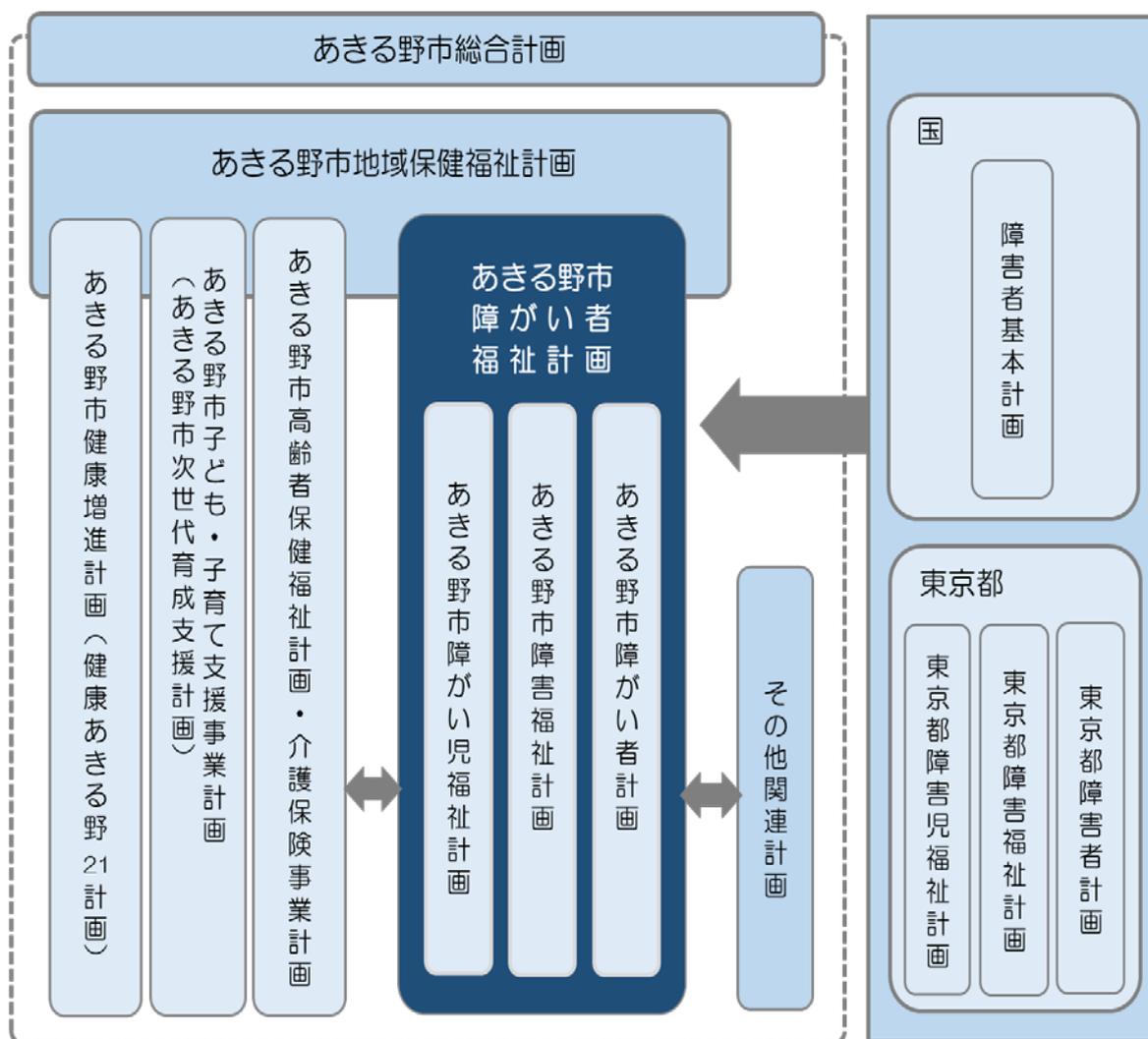
第2節 計画の位置付けと計画期間

1 計画の位置付け

「あきる野市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。

国の「障害者基本計画」や東京都の「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」との関係に留意し、「あきる野市総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「あきる野市地域保健福祉計画」の理念のもと、市の関連計画との整合を図り策定します。

■ 計画の位置づけ



■ 計画の法的な位置づけ

(障害者基本法における市町村障害者計画の位置づけ)

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(障害者総合支援法における市町村障害福祉計画の位置づけ)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(児童福祉法における市町村障害児福祉計画の位置づけ)

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 計画期間

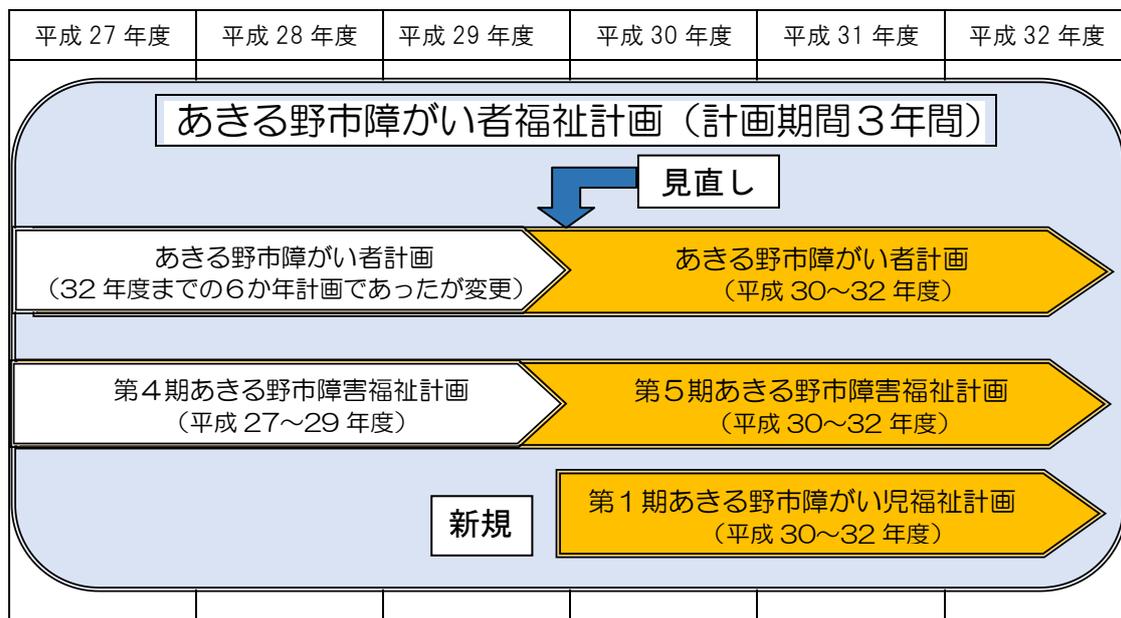
本市では、障がい者計画及び障害福祉計画の2つの計画を、「あきる野市障がい者福祉計画（平成27年度～平成32年度）」として一体的に策定し、各施策の推進に取り組んでいます。ここで、「あきる野市障がい者福祉計画」に内包する障害福祉計画が改定年度を迎えることや、法改正に伴う新たな計画（障がい児福祉計画）を策定するため、以下のような改定作業を平成29年度に行いました。

また、計画期間は、従来6年間としてきましたが、法に基づき、障害福祉計画及び障がい児福祉計画を3年毎に改定する必要があるため、これに合わせて、「あきる野市障がい者福祉計画」についても、計画期間を3年間とすることとしました。

- (1) あきる野市障がい者計画（平成30年度～平成32年度）
平成27年度から平成32年度までの計画期間の障がい者計画について、計画期間中ではありましたが、下記の2つの計画との兼ね合いや「国の障害者基本計画」が平成30年度から新たなものとなることに合わせ、ここで必要な見直しを行いました。
- (2) あきる野市障害福祉計画（第5期：平成30年度～平成32年度）
第4期計画（平成27年度～平成29年度）が改定年度を迎えるため、見直しを行い、「第5期障害福祉計画」を策定しました。
- (3) あきる野市障がい児福祉計画（第1期：平成30年度～平成32年度）
児童福祉法の改正により、市町村は「障がい児福祉計画」を定めることとなりました。

上記の3つの計画を新たな「あきる野市障がい者福祉計画」として一体的に策定するため、「あきる野市障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、協議・検討を行いました。

■ 計画期間



3

計画の対象者

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であることから、それぞれの法の趣旨に沿い、身体障害、知的障害及び精神障害（発達障害を含む。）のほか、難病、高次脳機能障害など、市内の障がいのある全ての人を対象とします。

■ 障害者基本法第2条第1号

第2条 この法律において、次の次号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

■ 障害者総合支援法第4条第1項

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

■ 児童福祉法第4条第2項

第4条

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

■ 身体障害者福祉法

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

■ 発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第3節 計画の策定体制

1 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会の開催

本計画は、市民の代表、障がい当事者及び家族の代表、識見を有する者、保健医療・福祉・教育・雇用等の関係機関の代表者で構成する「あきる野市障がい者福祉計画策定委員会」において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

2 地域自立支援協議会からの意見聴取

障がい当事者及びその家族、障害福祉に関わる関係機関、関係団体等に従事する関係者で構成され、障がい者に係る地域の課題等について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の課題等を整理しながら障害福祉に関する方策を協議する場として、「地域自立支援協議会」を設置しています。

障害者総合支援法第88条第8項においては、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と定められていることから、本計画の策定に際しては、地域自立支援協議会から意見を聴取し、その内容を検討事項として、「あきる野市障がい者福祉計画策定委員会」に報告しました。

3 アンケート調査の実施

本計画を策定するに当たり、障がい者の生活状況、障害福祉サービス等の利用状況、障がい者福祉に対する意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

- ①調査対象：あきる野市在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者（または自立支援医療の受給者）・難病医療費等助成の受給者
- ②調査期間：平成29年1月24日～2月7日
- ③調査方法：郵送による配付・回収
- ④回収状況：

		配付数	回収数	回収率
全体		1,200件	626件	52.2%
障害種別	身体障がい者	540件	311件	57.6%
	知的障がい者	210件	95件	45.2%
	精神障がい者	310件	124件	40.0%
	難病医療費等助成制度対象者	140件	60件	42.9%

※障害種別不明が36件あるため、回収数の内訳の合計は全体と一致していません。

第2章 障がい者の現状

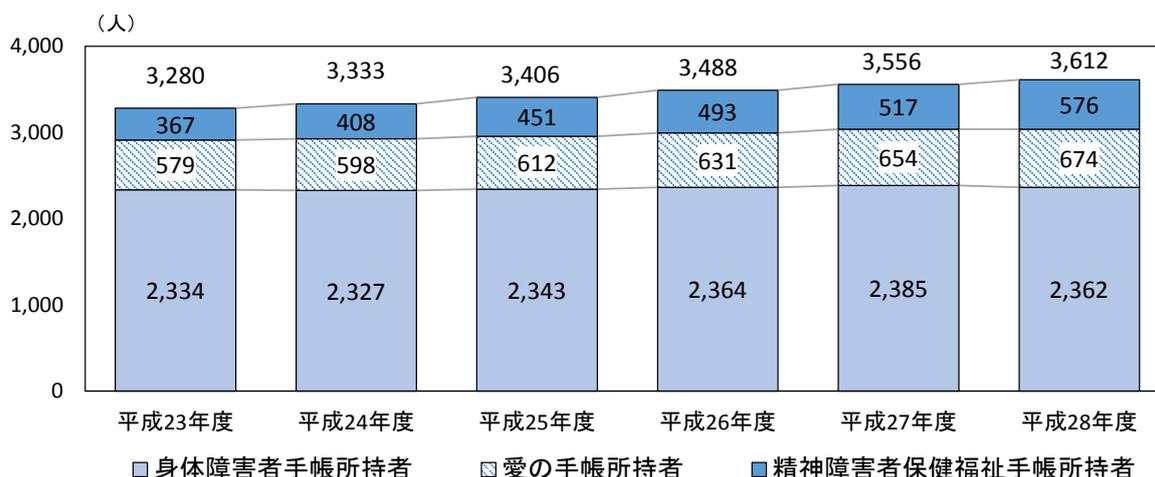
第1節 障がい者の状況

1 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、平成28年度末で3,612人となり、平成23年度末の3,280人と比べ332人、率にして10.1%の増加となっています。その中でも、愛の手帳（療育手帳）所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しています。

年齢別に障害者手帳所持者数の推移をみると、9歳以下は減少傾向にありますが、それ以外の年代では増加傾向にあります。

■ 障害者手帳所持者数の推移



■ 障害者手帳所持者数の推移（年齢構成別） (単位：人、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	3,280	3,333	3,406	3,488	3,556	3,612
0～5歳	29	23	22	27	27	25
6～9歳	63	73	73	60	57	52
10～17歳	149	158	162	180	189	206
18～29歳	231	240	266	273	295	309
30～39歳	291	296	274	272	247	258
40～49歳	318	339	373	388	405	420
50～64歳	601	590	584	606	606	618
65～74歳	658	670	692	698	690	662
75歳以上	940	944	960	984	1,040	1,062

資料：あきる野統計（各年度末現在）

2

身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移は、平成 28 年度末で 2,362 人と、平成 23 年度末の 2,334 人に比べ 28 人、率にして 1.2%の微増となっています。

年齢別に身体障害者手帳所持者数をみると、0～17 歳の年齢層における市の人口が減少する一方で、身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。

障害種別ごとの身体障害者手帳所持者数をみると、平成 28 年度末現在、「肢体不自由」が 1,253 人と最も多く、次いで「内部障害」が 725 人、「聴覚言語等障害」が 239 人、「視覚障害」が 145 人となっており、平成 23 年と比べて内部障害が多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢構成別）

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総 数	2,334	2,327	2,343	2,364	2,385	2,362
0～5 歳	11	12	14	19	17	17
6～9 歳	19	22	23	19	15	17
10～17 歳	34	34	37	45	50	50
18～29 歳	59	51	52	53	54	47
30～39 歳	99	96	95	87	74	77
40～49 歳	136	145	148	146	155	152
50～64 歳	449	428	409	412	395	379
65～74 歳	606	611	628	627	607	585
75 歳以上	921	928	937	956	1,018	1,038

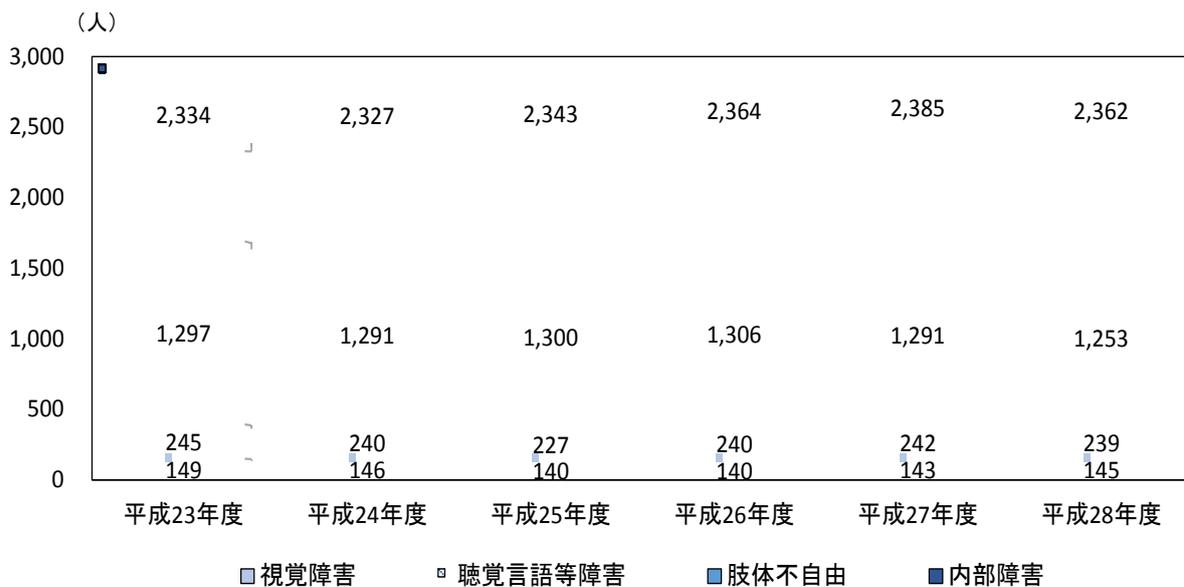
■ 身体障害者手帳所持者数の状況（障害種別）

（単位：人、％）

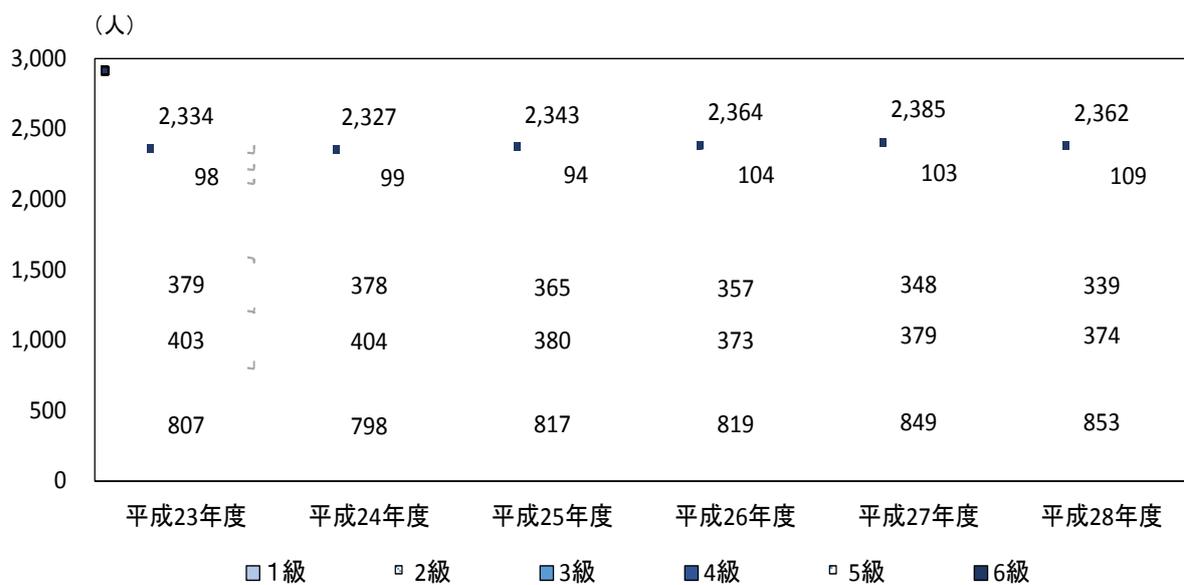
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	割合
総 数	853	374	339	554	109	133	2,362	100.0
肢体不自由	282	248	229	341	84	69	1,253	53.1
聴覚言語等障害	28	64	41	47		59	239	10.1
視覚障害	51	46	7	11	25	5	145	6.1
内部障害	492	16	62	155			725	30.7

資料：あきる野統計（各年度末現在）

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）



■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害程度別）



資料：あきる野統計（各年度末現在）

3

知的障がい者の状況

愛の手帳（療育手帳）所持者数の推移は、平成 28 年度末で 674 人となり、平成 23 年度末の 579 人に比べ 95 人、率にして 16.4%の増加となっています。

年齢別に愛の手帳（療育手帳）所持者数をみると、「18～29 歳」が 184 人と最も多く、平成 23 年度末の 134 人に比べ 50 人の増加となっています。

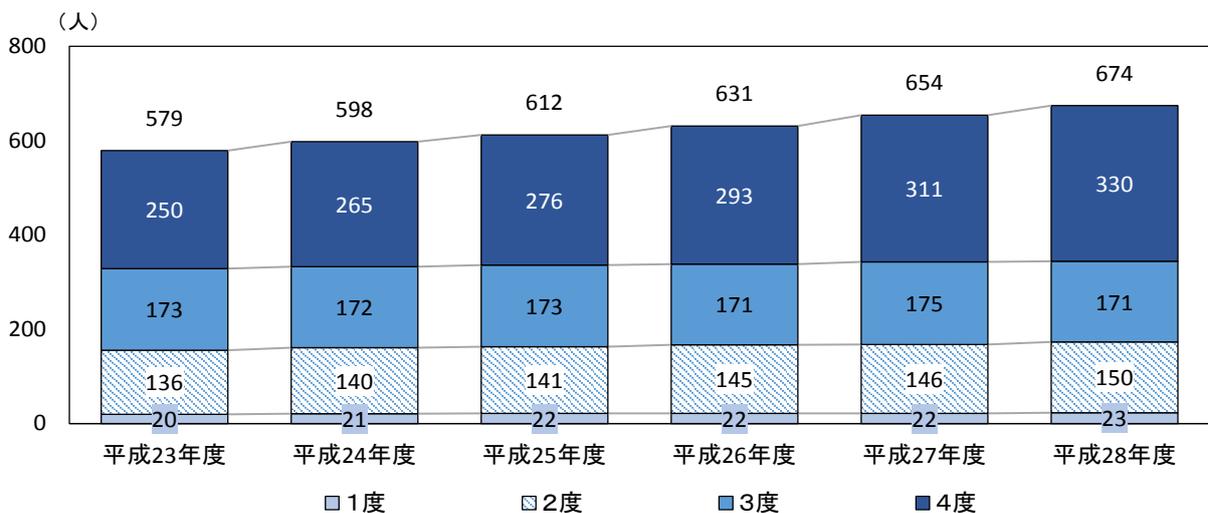
また、障害程度別の愛の手帳（療育手帳）所持者数については、平成 23 年度末と比べ、4度が 80 人、率にして 32%の増加、2度が 14 人、率にして 11%の増加となったほかは、ほぼ横ばいとなっています。

■ 愛の手帳所持者数の推移（年齢構成別）

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総 数	579	598	612	631	654	674
0～5 歳	18	11	8	8	10	8
6～9 歳	43	49	47	39	41	34
10～17 歳	111	120	121	128	130	146
18～29 歳	134	144	160	163	174	184
30～39 歳	104	100	89	90	87	87
40～49 歳	80	86	94	104	103	106
50～64 歳	55	55	59	63	73	78
65～74 歳	21	25	25	24	24	20
75 歳以上	13	8	9	12	12	11

■ 愛の手帳所持者数の推移（障害程度別）



資料：あきる野統計（各年度末現在）

4

精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、平成 28 年度末で 576 人となり、平成 23 年度末の 367 人に比べ 209 人、率にして 56.9%の増加となっています。

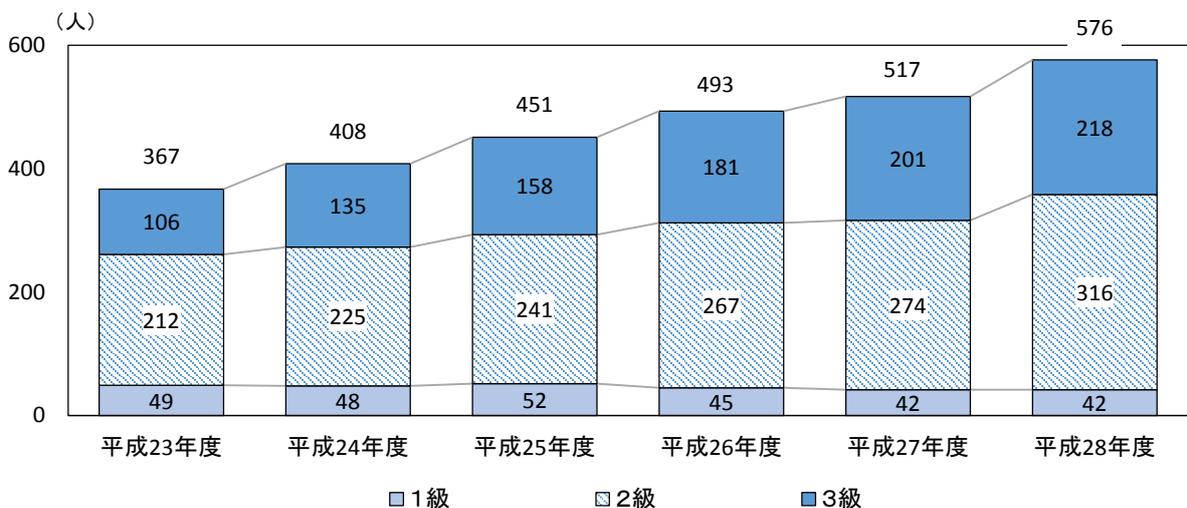
年齢別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、40 歳以上の各年齢層における増加が顕著となっています。

また、障害程度別の精神障害者保健福祉手帳所持者数では、1 級はやや減少しているものの、2 級と 3 級で大幅に増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢構成別） (単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総 数	367	408	451	493	517	576
0～5 歳	0	0	0	0	0	0
6～9 歳	1	2	3	2	1	1
10～17 歳	4	4	4	7	9	10
19～29 歳	38	45	54	57	67	78
30～39 歳	88	100	90	95	86	94
40～49 歳	102	108	131	138	147	162
50～64 歳	97	107	116	131	138	161
65～74 歳	31	34	39	47	59	57
75 歳以上	6	8	14	16	10	13

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）



資料：あきる野統計（各年度末現在）

(2) 自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療費制度（精神通院医療）の受給者数は、平成 28 年度末で 1,186 人となり、平成 23 年度末の 917 人に比べ 269 人、率にして 29.3%の増加となっています。

■ 自立支援医療費制度（精神通院医療）対象者 (単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総 数	917	961	1,031	1,067	1,132	1,186

資料：あきる野統計（各年度末現在）

※自立支援医療費制度（精神通院医療）

精神障害の適正な医療を普及するため、精神障がい者が病院、薬局等において通院による精神障害の医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の 90%を医療保険と公費で負担する制度

5 発達障がい者の状況

平成17年4月、「発達障害者支援法」が施行され、発達障害の早期発見と支援に関する国や都道府県、市町村の責務が明らかにされるとともに、学校教育や就労における支援など生活全般にわたる支援の必要性が示されました。

また、平成22年12月の「障害者自立支援法」の改正により、この法律に基づく支援の対象者として発達障がい者が含まれることが明記されました。

平成28年には、10年ぶりに「発達障害者支援法」が改正され、発達障がい者の定義が「発達障害があるものであって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と社会的障壁の条文が加わるとともに、教育、雇用、家族等の支援などにおいて、支援の必要性が明記されました。

発達障がい者の状況については、平成22年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小中学校の通常学級に在籍している児童・生徒のうち、発達障害の可能性があり、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は、6.5%程度の割合で存在する可能性があることが報告されています。

また、厚生労働省が平成 26 年に全国の病院及び診療所を利用した患者を対象に実施した「患者調査」の結果では、診断やカウンセリングを受けるために医療機関を受診した発達障がい者は 19.5 万人で、平成 20 年度調査と比べて約2倍となったことが報告されており、近年の発達障がい者数の増加に対応した支援体制の強化が必要となります。

6

高次脳機能障がい者の状況

高次脳機能障害は、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたために、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。

注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神的・心理的な症状が現れ、周囲の状況に合った適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。他の障害と比べると、外見上は障害が目立たないことや、本人も自分の障害を十分に認識できていない場合があるため、正確な対象者数を把握するのは難しい状況にあります。

2008年に東京都が実施した高次脳機能障がい者総数を把握するための調査では、高次脳機能障がい者数は、東京都の人口の約0.4%、約5万人との結果があり、そこから、本市では8万人の人口に対して、320人程度の高次脳機能障がい者がいることが想定されています。実際に市が直接、相談等で支援を行っている方は、平成29年11月1日時点で約30人ととどまっており、今後、必要な支援が行き届くよう対象者の把握をしていく必要があります。

東京都では、高次脳機能障がい者への支援拠点機関および支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研究等に取り組むとともに、自治体職員、福祉事業者等を対象とした研修を行うなどして、地域における高次脳機能障がい者支援の啓発と普及を図っています。

高次脳機能障がい者の支援拠点機関は、広域的には「東京都心身障害者福祉センター」が担い、西多摩地区では、都の委託を受けた日の出町の大久野病院が「西多摩高次脳機能障害支援センター」として、医療・福祉・介護・就労等の関係機関との連携による急性期から日常生活に至るまでの切れ目のないリハビリテーションの提供体制の整備に取り組んでいます。

7

難病患者の状況

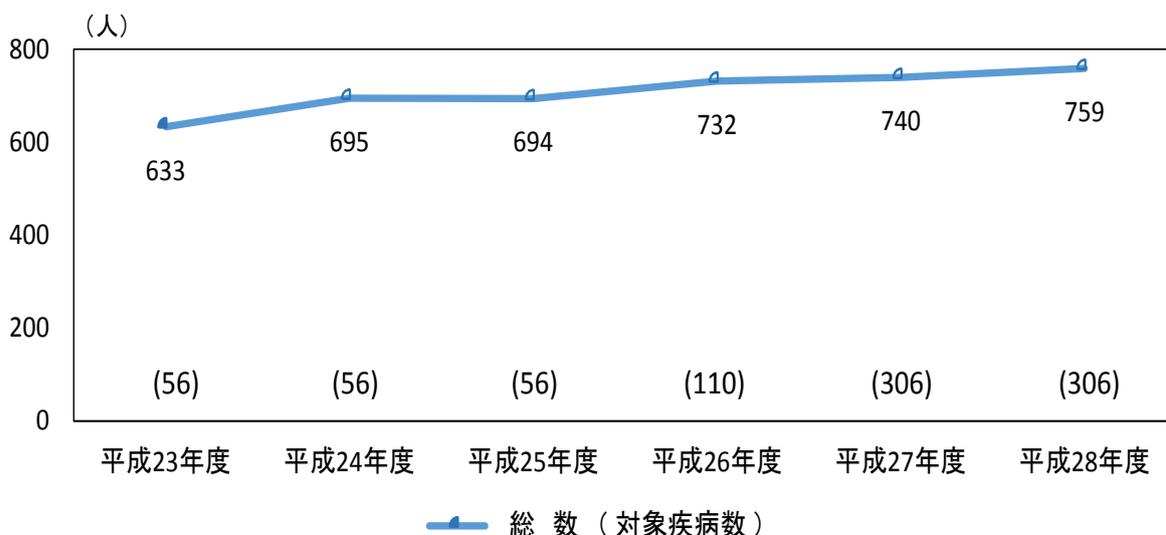
平成 25 年 4 月施行の「障害者総合支援法」では、障がい者の定義に新たに難病患者等が加えられました。平成 26 年 5 月には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から新たな難病医療費助成制度が開始しました。

当初、110 疾病であった医療費助成の対象疾病（指定難病）は、同年 7 月 1 日に 196 疾病が追加、更に平成 29 年 4 月 1 日から 24 疾病が追加され、指定難病は 330 疾病となっています。

また、東京都では、本法律に基づく医療費助成の他に、東京都規則による難病医療費助成を行っており、現在は 8 疾病を都単独疾病として医療費助成の対象としています。

難病医療費助成制度の対象者数は、近年の指定難病の拡大に伴い、増加傾向となっています。

■ 難病医療費等助成対象者（マル都医療券所持者）数の推移



資料：あきる野統計（各年度末現在）

8

障害支援区分認定者の状況

障害福祉サービスのうち、居宅介護サービス等の介護給付に該当するサービス等を利用するためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、区分1から6までの6段階で示されます。医師や福祉関係者の5人で組織する「介護給付費等支給審査会」において判定し、市が認定を行います。

平成28年度末現在の認定者数は386人となっており、その内の6割半ばが知的障がい者（他の障害を併せ持つ認定者を含む。）で273人となっています。平成25年度末の362人と比べると、全体の認定者数は24人の増加となっています。

■ 障害支援区分認定者数の状況

（単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
総数	6	81	65	91	62	81	386
身体	1	10	14	11	10	12	58
知的	3	28	34	55	35	21	176
精神	1	36	8	1	3	1	50
身体+知的	0	4	4	10	10	46	74
身体+精神	0	1	1	0	2	1	5
知的+精神	1	1	4	14	1	0	21
身体+知的+精神	0	1	0	0	1	0	2
難病	0	0	0	0	0	0	0

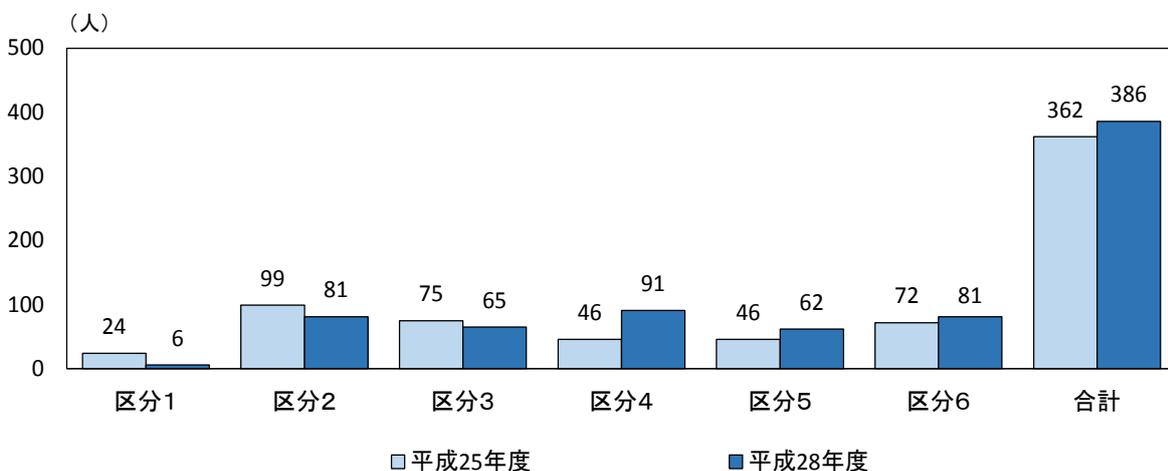
資料：（平成28年度末現在）

※障害支援区分は、支援の必要度を区分で示すもので、区分1が最も低く、区分6が最も高い者となる。

※精神には、自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者を含む。難病は、難病のみを理由とする認定者（身体、知的、精神の障がいを併せ持つものは当該3障害を含む。）とする。

■ 障害支援区分認定者数の状況（平成25年度と平成28年度の比較）

（単位：人）



資料：（各年度末現在）

第2節 雇用の状況

1 障害者実雇用率の状況

全ての事業主は「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が法定雇用率以上になるよう義務付けられています。

平成25年度時点では、この法定雇用率が2.0%となっていました。平成30年度には2.2%、さらに平成33年度までには2.3%に引き上げられるとともに、新たに精神障がい者（発達障がい者を含む。）を法定雇用率の算定に加えることとなります。

本市を含むハローワーク青梅管内の障害者実雇用率については、平成28年度で1.88%と、平成23年度の1.64%に比べて、0.24%増加しているものの、全国及び法定雇用率に届いていない状況にあります。

■ 障害者実雇用率の推移 (単位：%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全国	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92
東京都	1.61	1.66	1.72	1.77	1.81	1.84
青梅所管	1.64	1.70	1.74	1.70	1.77	1.88

資料：ハローワーク青梅

2 企業の障がい者雇用の状況

■ 雇用状況の推移（ハローワーク青梅管内） (単位：人)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数		547.5	531.5	543.0	544.5	626.5	638.5
身体障がい者	重度	139	130	121	117	127	132
	軽度	150	134	138	149	163	153
	短時間	9	12	13	14	25	25
	重度短時間	6	9	7	14	24	14
知的障がい者	重度	13	17	17	19	23	28
	軽度	54	59	72	65	79	80
	短時間	1	9	6	4	14	17
	重度短時間	5	1	7	4	2	3
精神障がい者	その他	18	20	27	25	30	42
	短時間	11	8	13	13	18	11

資料：ハローワーク青梅（各年度6月1日現在）

※重度の障がい者（身体・知的）については実人数×2人、短時間労働の障がい者（身体・知的・精神）は実人数×0.5人、その他は1として、総数を算出している。

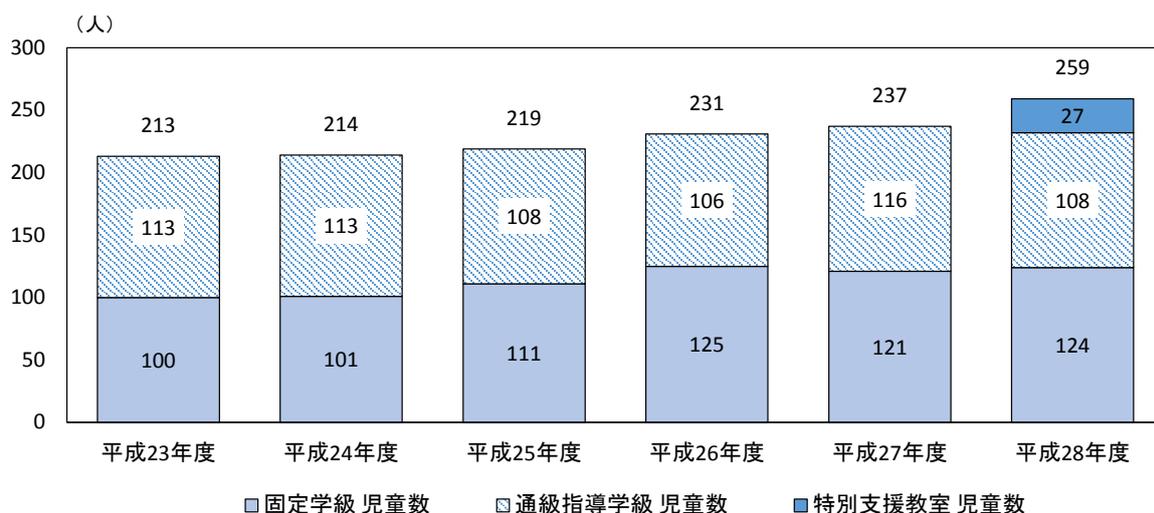
第3節 特別支援学級の学級数及び児童・生徒の状況

本市には、特別支援学級として知的障がいや情緒障がいのある児童・生徒のための「固定学級」と、言語障がいや情緒障がいのある児童・生徒が指導を受ける「特別支援教室及び通級指導学級」があります。

これまで、在籍校に通級指導学級が設置されていない学校の児童は、保護者とともに週8時間以内で通級指導学級の設置されている学校に通って指導を受けていました。平成29年度からは、市内全ての小学校に「特別支援教室」を設置し、児童は2つの学校に通う必要がなくなりました。毎日通っている学校で、特別支援教室の指導を受けることができ、移動等の負担の軽減や在籍校教員との連携が図られています。中学校については、平成31年度を目途に特別支援教室の設置を目指します。

特別支援学級の学級数及び児童・生徒数について、平成28年度は総数が259人となり、平成23年度の213人に比べて46人の増加となっています。

■ 児童・生徒数等の推移



■ 学級数及び児童・生徒数の推移 (全体)

(単位：学級、人)

種別	数	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総計	学級数	29	29	30	31	31	24
	児童等数	213	214	219	231	237	259
固定学級	学級数	16	16	17	19	18	18
	児童等数	100	101	111	125	121	124
通級指導学級	学級数	13	13	13	12	13	6
	児童等数	113	113	108	106	116	108
特別支援教室	児童等数						27

資料：(各年度5月1日現在)

■ 学級数・児童数の推移（学級別）

（単位：学級、人）

形態	学校	種別	数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
固定学級	東秋留 小学校	知的障害	学級数	3	3	2	2	2	2	
			児童数	20	18	16	10	12	12	
	草花 小学校	知的障害	学級数	3	3	3	2	2	2	
			児童数	19	19	18	16	12	12	
	一の谷 小学校	知的障害	学級数	2	2	2	2	2	2	
			児童数	9	12	13	13	15	15	
	五日市 小学校	知的障害	学級数	2	2	2	2	2	3	
			児童数	16	14	13	14	15	24	
	東 中学校	知的障害	学級数	2	2	2	3	4	4	
			生徒数	11	10	10	20	28	31	
	西 中学校	自閉症・ 情緒障害	学級数	1	1	1	3	2	3	
			生徒数	6	5	6	17	10	17	
	五日市 中学校	知的障害	学級数	3	3	5	5	4	2	
			生徒数	19	23	35	35	29	13	
通級指導学級	西秋留 小学校	情緒障害等	学級数	2	2	2	1	2	-	
			児童数	15	14	16	6	12	-	
	屋城 小学校	情緒障害等	学級数	3	3	3	3	3	-	
			児童数	22	25	25	24	28	20	
	前田 小学校	言語	学級数	2	2	2	2	2	2	
			児童数	28	27	29	28	28	26	
	増戸 小学校	情緒障害等	学級数	4	4	4	4	4	-	
			児童数	35	36	31	37	36	39	
	秋多 中学校	情緒障害等	学級数	1	1	1	1	1	2	
			生徒数	8	6	4	7	9	12	
	増戸 中学校	情緒障害等	学級数	1	1	1	1	1	2	
			生徒数	5	5	3	4	3	11	
	特別支援教室	多西 小学校	情緒障害等	児童数	/					6
		草花 小学校	情緒障害等	児童数						7
西秋留 小学校		情緒障害等	児童数	7						
南秋留 小学校		情緒障害等	児童数	5						
一の谷 小学校		情緒障害等	児童数	2						

資料：（各年度5月1日現在）

※西秋留小学校は、平成28年度に通級指導学級から特別支援教室に体制を移行したため、平成28年度の数値はありません。

第3章 計画の基本理念

第1節 基本理念

本市においては、障害者基本法の「障害の有無にかかわらず、個人として基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に地域の中で生活できる社会の実現を目指す」という共生社会の実現に向けた目的に基づき、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくりを目指してきました。

近年、わが国では、平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、社会的障壁の除去に対する公共機関の合理的配慮が義務化されるなど、障がい者が地域の中で安心して暮らせる社会の実現のために法律や制度の整備が進められてきました。

このため、平成30年度を初年度とする本計画では、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の締結やここ数年の法改正、そして、平成30年度の「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正を踏まえながら、障がい者を地域で包み込み、共に生きる共生社会の指針となる計画の策定を行っていく必要があります。

障がい者が、自分らしく、自分の意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会資源の整備がなされ、ライフステージに応じたサービス等の必要な支援が受けられることにより、障がい者一人一人が、地域活動や就労、教育、文化活動等の社会活動に積極的に参加することを通じて、輝くことができるまちづくりを推進していきます。

これらのことから、従来の計画の理念を継承しつつ、障がい者の「自分らしさ」「自らの意思に基づき行動する」趣旨を加え、平成30年度からの本計画の基本理念を「誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり」「誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして輝くまちづくり」を掲げ、障がい者福祉の推進に取り組んでいきます。

【 基本理念 】

障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり

第2節 基本目標・施策体系

基本理念である「障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり」「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり』の実現に向けて、6つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

【基本理念】

障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり



【基本目標】

基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進

基本目標3 保健・医療の充実

基本目標4 障がい児支援の充実

基本目標5 安心して地域で生活できる環境づくり

基本目標6 就労や社会参加による生きがいづくり

基本目標 1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会を形成するためには、あらゆる場所で、あらゆる場面で、障害を理由とする差別がなくなることや、障がい者自身が自らの生活のあり方を選択し、行動できる環境が整うことが必要であるため、その礎となる障害や障がい者に対する正しい理解の促進に取り組みます。

市のイベントや広報紙、ホームページ等を通じて、障害に関する周知・啓発を進めるとともに、成年後見制度の利用促進や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護を推進するほか、地域住民の福祉意識の醸成に向けた福祉教育の充実やボランティア体験事業の促進を図ります。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 障害や障がい者に対する理解の促進	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消法の周知・啓発
		障害者週間等におけるイベント・講演会の開催
	(2) 啓発・広報活動の推進	広報紙・ホームページを通じた広報活動の充実
		市職員に対する障がい者理解の周知・啓発
		障害に関するシンボルマークの周知・啓発
		身体障害者補助犬の普及・啓発
		投票所における配慮
		障害や障がい者に対する理解を深める教育の充実
	(3) 福祉教育の充実	交流及び共同学習の推進
		地域住民との交流の推進
		小・中学校における障害理解の周知・啓発
		ボランティアの育成・支援
	2 権利擁護の推進	(1) 成年後見制度等の利用促進
成年後見制度等の周知・啓発		
(2) 虐待防止の推進		障害者虐待防止センター機能の充実
		障害者虐待防止法の周知・啓発

基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進

障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、地域生活を支えるサービスの提供体制を整備していくことが必要となります。そのために、一人一人の障害の状況に応じた相談支援を行うことにより、障がい者本人の意思を尊重したサービスの提供を図るとともに、関係機関等との連携の強化や福祉人材の確保・育成に取り組むことにより、サービス量の確保とサービスの提供体制の充実に努めます。

また、各種の経済的支援を実施し、障がい者の地域生活を支援します。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 相談支援体制の充実	(1)身近で分かりやすい相談窓口の充実と相談支援体制の強化	身近で分かりやすい相談窓口の充実
		相談支援事業の充実
		身体・知的障害者相談員のあり方の検討
		計画相談支援事業(サービス等利用計画)の推進
		基幹相談支援センターの設置に向けた検討
2 地域生活を支える支援とサービスの充実	(1)地域福祉ネットワークの強化	地域自立支援協議会の活性化
		障がい者団体活動への支援
		民生委員・児童委員との連携
	(2)サービス提供体制の充実と質の向上	訪問系・日中活動系サービス等の充実
		地域生活支援事業の充実
		苦情等への対応の充実
(3)障害福祉を支える人材の確保・育成	福祉人材の確保・育成	
3 経済的支援の実施	(1)年金・手当・助成制度の周知・実施	障害年金制度の周知
		手当や助成金の給付
		市手当・助成金給付事業の新たな方策の検討
	(2)各種割引・減免制度の利用促進	各種割引・減免制度の周知

基本目標3 保健・医療の充実

住み慣れた地域で暮らすためには、生活の基礎となる健康づくりの推進と医療体制の充実が重要となります。健診等の実施により疾患の予防及び早期に疾病等を発見することで、適切な治療やリハビリテーションに結びつけられるよう、保健・医療・福祉の連携体制の強化を図ります。

また、難病患者、高次脳機能障がい者、重症心身障がい者とその家族に対し、医療・保健分野の関係機関と連携し、支援体制の充実を図るとともに、市民に対し、当該障害の周知・理解に取り組みます。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 保健事業の充実	(1) 疾病の早期発見と予防の促進	健康診査事業等の推進
	(2) 精神保健福祉の充実	精神保健福祉における相談支援体制の充実
		精神障がい者に対する地域移行・定着の推進
	(3) 難病患者に対する支援の充実	難病に関する相談支援体制の充実
		災害時難病患者等個別支援計画の整備
	(4) 高次脳機能障がい者に対する支援の充実	高次脳機能障がい者の実態の把握
		高次脳機能障がい者に対する関係機関の連携による支援体制の充実
(5) 重症心身障がい者に対する支援の充実	重症心身障がい者に対する支援体制の充実	
2 医療の充実	(1) 医療費の助成と医療との連携	自立支援医療、心身障害者（児）医療費助成制度等の周知
		かかりつけ医の普及と情報提供体制の充実

基本目標4 障がい児支援の充実

障がい児の健康な発育には、早期発見から一人一人の子どもに合った保健や療育を適切な時期にもれなく提供することが求められています。このため、関係者による情報共有を図るとともに、引き続き、各種健診や相談支援等、子どもの発達段階に合わせたきめ細やかな支援の充実を図ります。

また、障がい児がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、障害の特性に応じた乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援が必要となります。ライフステージごとに保育・教育・保健・医療の各分野が連携し、切れ目のない支援を図るための体制づくりを推進するとともに、障がい児の発達を支援するために、保護者が身近に相談できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 障がい児支援体制の充実	(1) 障がい児や家族に対する支援体制の充実	療育相談・就学相談等による家族支援の充実
		医療的ケアを必要とする児童への支援の充実
		障がい児支援に当たる関係機関の支援体制の充実
2 早期発見・早期療育の推進	(1) 妊婦・乳幼児に対する保健事業の充実	妊婦に対する母子保健事業の充実
		乳幼児健康診査の実施
		乳児家庭訪問事業の充実
	(2) 未就学児への療育の推進	保育・就学前後の支援体制の充実
		障害児支援サービス（児童発達支援等）の実施と児童発達支援センターの充実
		保育所等訪問支援サービスの充実
		ファミリー・サポート・センター事業の充実
	(3) 発達障がい児に対する支援の充実	相談支援ファイルの利用促進
		発達障がい児に対する支援の充実
3 学齢期の子どもの教育・療育の推進	(1) 特別支援教育の充実	発達障がい児に対する支援策の検討
		特別支援教育の充実
		通級による指導の充実
		副籍制度による特別支援学校との連携
	(2) 教育相談等の充実	教職員研修の充実
		就学・教育相談の充実
	(3) 休日、放課後等余暇活動の支援	巡回相談の実施
		障害児支援サービス（放課後等デイサービス）の実施
		居場所づくりの取組

基本目標5 安心して地域で生活できる環境づくり

地域の中で安全安心な生活を送るために、生活の拠点となる住まいの確保や公共施設や道路等のバリアフリー化など、快適な生活環境を整えるための取組を推進します。

防災・防犯面では、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、支援を求めている人が適切な支援を受けられるよう、日頃からの地域の見守りや防災知識の普及、防犯対策を推進するとともに、障がい者が不便なく、情報の取得や意思疎通を図ることができるよう、障害の特性に配慮した情報提供手段の充実を図ります。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 居住環境の整備とバリアフリー化の推進	(1) 住まいの確保・整備	グループホームの整備と入居支援の充実
		住まいの相談と民間住宅入居支援事業の実施
	(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設等のバリアフリー化の推進
		住宅のバリアフリー化の促進
2 防災・防犯対策の推進	(1) 防災対策の充実	防災知識の普及・啓発
		避難行動要支援者への支援の充実
		地域における見守りの推進
		緊急通報システムの設置の促進
		災害時難病患者等個別支援計画の整備〔再掲〕
	(2) 防犯対策の充実	防犯対策の推進
消費者被害防止の取組		
3 情報提供・意思疎通支援の充実	(1) 情報提供の充実	「障がい者福祉の手引」の発行
		音訳・点訳等による情報提供の充実
	(2) 意思疎通支援の充実	手話のできるあきる野市民の養成
		手話通訳者等の派遣
		市窓口における意思疎通支援の充実

基本目標6 就労や社会参加による生きがいづくり

働くことは、自立した生活を営むための手段である以上に、社会参加・社会貢献の促進や本人が生きがいを見出し、生活の質の向上につながるものとなります。このため、障がい者の企業就労に向け、雇用機会の創出やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、それぞれの意思や能力に応じた生活支援の充実を図ります。

また、スポーツや芸術・文化活動などを通じて、多くの人と交流ができ、身近な地域とつながることのできる社会参加の場の確保と社会参加の促進を図ります。

施策の方向	施策	具体的な施策
1 企業就労の促進	(1) 企業就労に向けた支援体制の充実	就労支援ネットワークの構築
		就労・生活支援センター機能の充実
		ハローワークとの連携による就労の促進
	(2) 市内における雇用機会の創出	地元企業への雇用の創出 市役所職場体験実習など職場体験機会の提供
2 日中活動の充実	(1) 福祉的就労の充実	福祉的就労の場の充実
		地域自立支援協議会における就労支援事業者の連携の強化
		地域活動支援センターの充実
	(2) 生活介護事業の充実	生活介護事業の充実
	(3) 工賃の向上に向けた事業者ネットワークの強化	工賃向上の取組の推進
		障害者就労施設等への優先調達の推進
自主製品の開発支援・販路拡大の取組		
3 社会参加の促進	(1) スポーツ・芸術文化活動への参加の促進	オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ活動への参加の促進と機運の醸成
		芸術文化活動の支援
	(2) 地域活動への参加の促進	各種事業への積極的な参加の促進
		各種事業主催団体への障がい者理解の促進
		ヘルプマーク、ヘルプカードの活用の促進

第4章 施策の展開

基本目標 1

障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

現状・課題

障害のあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、多様なあり方を認め支え合いながら、積極的に社会に参加できる社会（共生社会）の実現に向けて、取り組むべき重要なことは、全ての市民に障害や障がい者に対する正しい理解を深めることです。

本市では、平成28年4月から「障害者差別解消法」の施行に合わせ、各種イベントや障害者週間等において、障害理解を深めるための取組を進めてきました。

しかし、今回のアンケート調査結果では、「障害者差別解消法の認知度」についての設問に対し、障害者差別解消法の内容を知っている方の割合は約1割にとどまり、「知らない」と回答した割合が5割を超える結果となりました。障がい者が自らの意思を示すための「ヘルプカードの認知度」についての設問に対しても、約6割が知らない状況となっています。

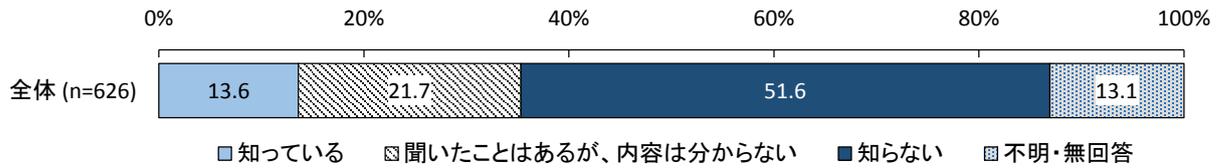
また、「障害を理解されていないと感じる場面」の設問に対しては、「お店で買い物をするとき」や「電車やバス、タクシーなどで出かけるとき」「正社員やアルバイトとして仕事をするとき」と回答した方の割合が、平成26年度の前回調査と同様の36%となっています。

別の調査項目では、「あきる野市の障害福祉において、特に充実させる必要があること」の設問に対しては、前回調査に引き続き、「各種相談・情報提供の充実」に次いで「障がい者への理解と協力」と回答した方の割合が高くなっています。

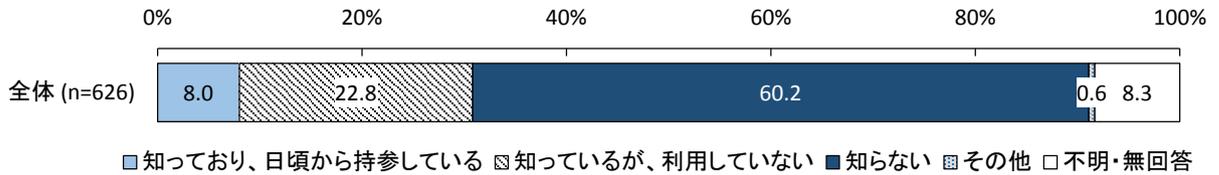
「障害者差別解消法」では、障害があることを理由とした差別が禁止されるとともに、国や地方公共団体には障がい者への必要な配慮（合理的配慮）の提供義務が、民間企業には努力義務が課せられるなど、法制度が整備が進んでいます。

しかし、法制度が整っても、すぐに市民一人一人に障害理解が浸透するものではありません。このため、継続して、あらゆる機会や場所において、障がい者が日常生活の中で、個人によって異なる障害の程度等に合わせた配慮や支援が得られるように、障害や障がい者に対する正しい理解を深めるための取組を丁寧にして着実に進めていくことが重要となります。

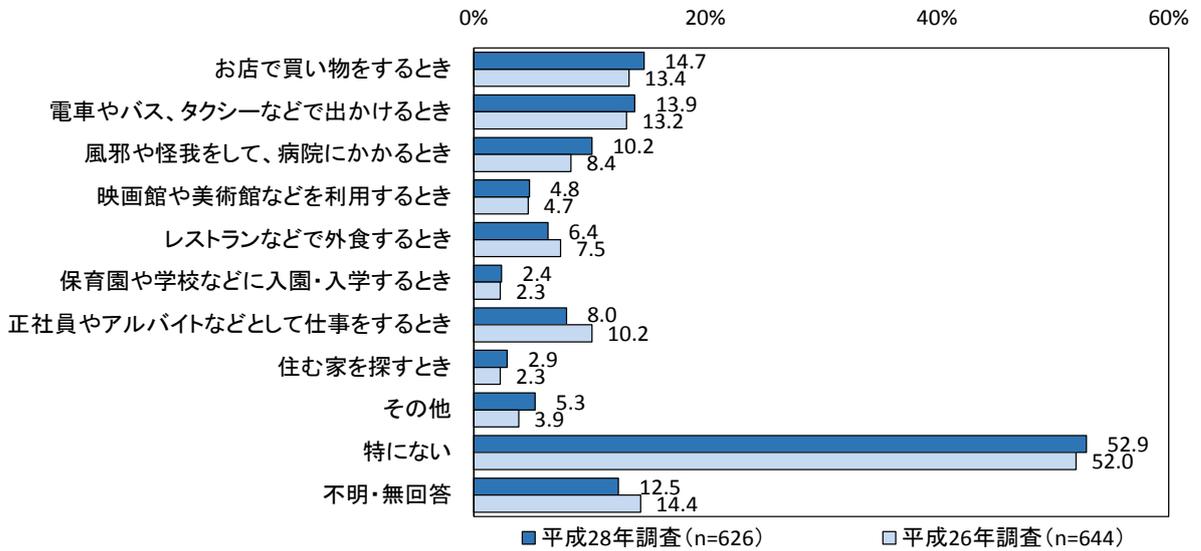
■ 差別解消法の認知度



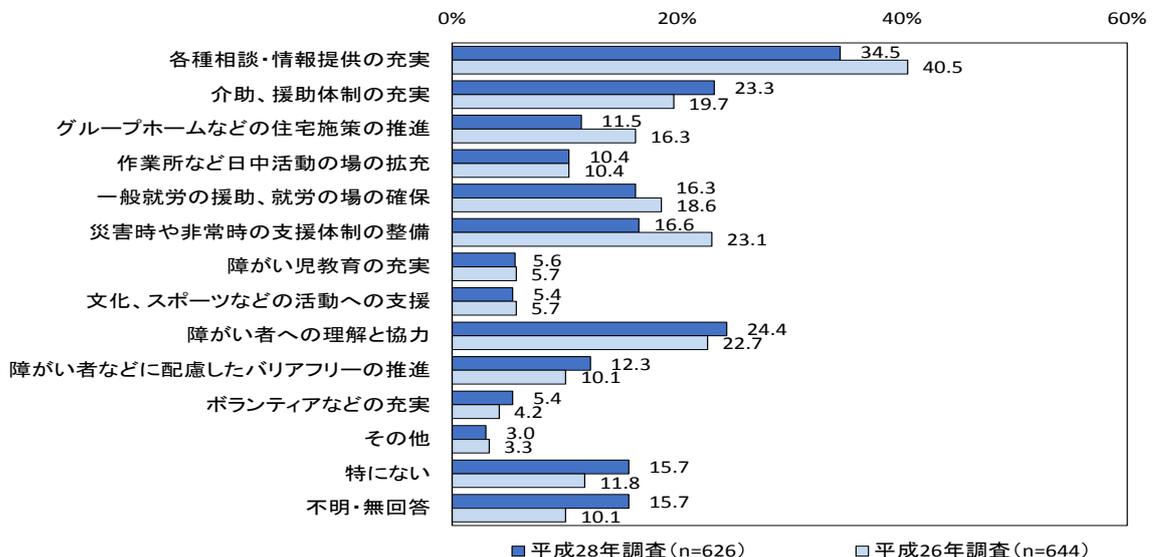
■ ヘルプカードの認知度



■ 障害を理解されていないと感じるとき



■ 市の障害福祉において充実させる必要のあること



■ 市の生活支援に関するサービスの情報の入手先

区分	全体	家族や親族	友人や知人	障がい者就労・生活支援センター あすく	生活支援センター フイレ	医療機関（医師、看護師、リハビリスタッフなど）	相談支援専門員（事業所でサービス利用計画を立ててくれる人）	サービス提供事業者	施設や就労支援事業所	学校の先生	民生委員	ケアマネジャー（介護保険）
全体	626	25.2	13.7	10.1	3.7	18.2	5.4	4.6	3.4	3.4	1.1	10.2
身体障がい者	311	24.8	14.5	6.1	1.0	15.4	6.8	5.5	3.2	1.6	1.9	15.8
知的障がい者	95	28.4	26.3	34.7	3.2	4.2	10.5	8.4	8.4	16.8	0.0	1.1
精神障がい者	124	21.8	6.5	8.1	12.9	29.8	0.8	2.4	2.4	0.0	0.0	3.2
難病医療費等助成制度対象者	60	20.0	5.0	1.7	0.0	33.3	1.7	1.7	0.0	0.0	1.7	11.7
区分	全体	地域包括支援センター	社会福祉協議会	身体（知的）障がい者相談員	保健所	市役所	市報（あきる野市広報）	市のホームページ	インターネット	その他	特に情報を得ていない	不明・無回答
全体	626	1.1	2.1	0.3	1.1	21.4	21.4	3.7	5.9	2.6	22.2	4.3
身体障がい者	311	1.0	3.2	0.3	1.0	22.8	25.7	4.5	4.5	1.9	27.0	4.2
知的障がい者	95	0.0	1.1	1.1	1.1	18.9	10.5	2.1	7.4	1.1	10.5	5.3
精神障がい者	124	1.6	1.6	0.0	0.0	15.3	15.3	0.8	6.5	4.8	19.4	4.0
難病医療費等助成制度対象者	60	3.3	0.0	0.0	5.0	26.7	28.3	8.3	8.3	3.3	18.3	1.7

身体障害者補助犬の普及・啓発	市内イベントにおいて、日本盲導犬協会等との連携を図りながら、身体障害者補助犬の意義や役割を周知・啓発することにより、身体障がい者が補助犬を同伴して、公共交通機関や公共施設、商業施設等を円滑に利用できるように、理解の促進と補助犬の普及に努めます。	障がい者支援課
投票所における配慮	投票所において、案内方法や投票設備の設置等、障がい者に配慮した投票環境の充実を図るとともに、移動に支援が必要な人に配慮したバリアフリー化に努めます。	選挙管理委員会事務局

(3) 福祉教育の充実

施策名	取組内容	所管課
障害や障がい者に対する理解を深める教育の充実	総合的な学習の時間、特別活動の時間等に実施する車いす体験やアイマスク体験等の福祉体験を通して、障がい者理解を図るとともに、道徳等の時間を通してやさしさや相手を思いやる気持ちなどの醸成を図ります。	障がい者支援課 指導室
交流及び共同学習の推進	特別支援学級（固定）と通常の学級との交流及び共同学習の充実を図るとともに、東京都立あきる野学園と西中学校区で、学校間交流を計画的に実施するなどして、多様性を尊重する心を育みます。	指導室
地域住民との交流の推進	障がい者施設等が開催する行事のうち、地域住民の参画可能な行事の周知を図るとともに、障がい者が参加できる行事の把握・情報発信をすることにより、地域参加の機会を増やし、地域住民と障がい者の相互交流・相互理解を促進します。	障がい者支援課
小・中学校における障害理解の周知・啓発	市では、難病や高次脳機能障害等の理解に向けて、医師等による講演会や障がい者とのコミュニケーションの取り方や具体的なサポート方法等、知識・情報の提供に努めています。また、障害理解を図るため、小学校高学年から中学生に対して難病や高次脳機能障害等に関するチラシを配布し、周知・啓発を図ります。	障がい者支援課

(4) ボランティアの育成・支援

施策名	取組内容	担当課
ボランティア体験事業の促進とボランティアの育成	障害理解の促進を図る上で、障がい者と交流が可能なボランティア体験機会が必要であり、障がい者団体や社会福祉協議会等と連携し、福祉に対する理解を深め、関心を高める取組として、多くのボランティア体験機会を提供できる仕組みづくりを検討します。	障がい者支援課

2

権利擁護の推進

(1) 成年後見制度等の利用促進

施策名	取組内容	担当課
成年後見制度利用支援事業の推進	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を促進するとともに、支援者がいない障がい者に対しては、必要に応じて市が審判請求の申立ての支援を行うほか、後見人等への報酬支払いの助成を行うなど、引き続き、権利の擁護を図ります。	障がい者支援課
成年後見制度等の周知・啓発	成年後見制度や社会福祉協議会が行う権利擁護相談の利用促進を図るため、「どこで、どのような相談ができるのか」について、障がい当事者のほか、支援者である家族の方に理解が図られるよう、広報紙やホームページ、市窓口、関係機関を通して、必要な情報提供を行い、制度利用の促進を図ります。	障がい者支援課 生活福祉課 高齢者支援課

(2) 虐待防止の推進

施策名	取組内容	担当課
障害者虐待防止センター機能の充実	障がい者に対する虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、障害者虐待防止法に基づき、24時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営し、警察、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との連携を図りながら、障がい者及び養護者への支援体制を強化します。	障がい者支援課
障害者虐待防止法の周知・啓発	障がい者に対する虐待の防止を図るため、広報紙やホームページ、ポスターの掲示、市窓口等による広報に加え、関係機関との研修等を通して、障害者虐待防止法の周知と正しい理解の普及を図ります。	障がい者支援課

基本目標 2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進

現状・課題

障がい者が自らの意思で選択し、社会に参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、必要な意思決定支援が図られるとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で必要なサービスを受けられる体制を整備する必要があります。

本市では、計画相談支援において作成した利用計画に基づき、一人一人の状態やニーズに応じた質の高いサービスを提供できるよう体制の強化を図ってきました。

しかし、近年、地域における福祉課題は複雑化・複合化しており、障がい者福祉や高齢者福祉等の分野にとらわれず、一体的な支援を行う体制の整備や、市と市民、事業者が相互に連携・協働する仕組みづくりを進めていく必要が生じています。

平成 28 年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、だれもが自分らしく活躍できる地域づくりを促進し、助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を目指す「地域共生社会」の実現が求められています。

障がい者福祉分野においても、保健・医療・福祉が連携し、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題などにより、障がい者が適切な支援を受けられないことがないように、切れ目のない横断的な支援を進めることが重要となります。

今回のアンケート調査結果では、「困っていることを相談できる相手の有無」の設問に対して、全体で 7 割の方が「相談相手がいる」と答えており、その多くが、家族や親戚、医療機関、友人や知人となっており、身近で信頼できる方に相談している状況がうかがえます。

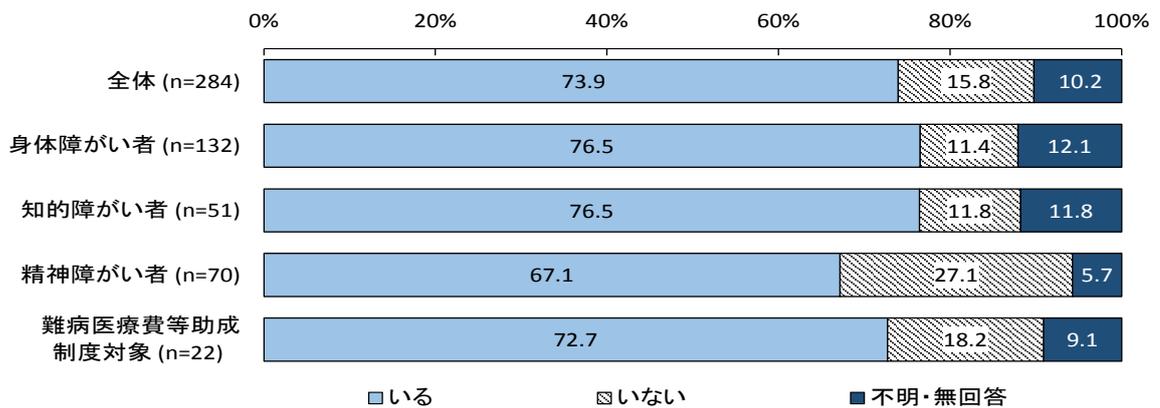
また、「相談相手がない」と答えた方にその理由を尋ねたところ、全体の約 4 割が「相談先が分からない」、約 3 割が「他人に相談することが不安である」と回答しており、「どこに行けば、相談ができるのか?」「信頼できる場所なのか?」といった暮らしの不安を解消できるように、相談支援事業の周知や適切な相談支援を行うことにより、信頼関係を築くことが重要となります。

本市では、このような中、平成 29 年 4 月から、障害種別に分かれていた相談支援窓口を全障害に対応する窓口「障がい者相談支援センター」として、相談支援体制の一元化を図りました。障害の程度や状態、家族形態の変化に対応できるよう、また、相談内容が障害、高齢、子育てなど、多岐に渡る場合においては、市の関係部署と連携し、適切な支援が図られるよう、支援の充実に取り組んでいます。

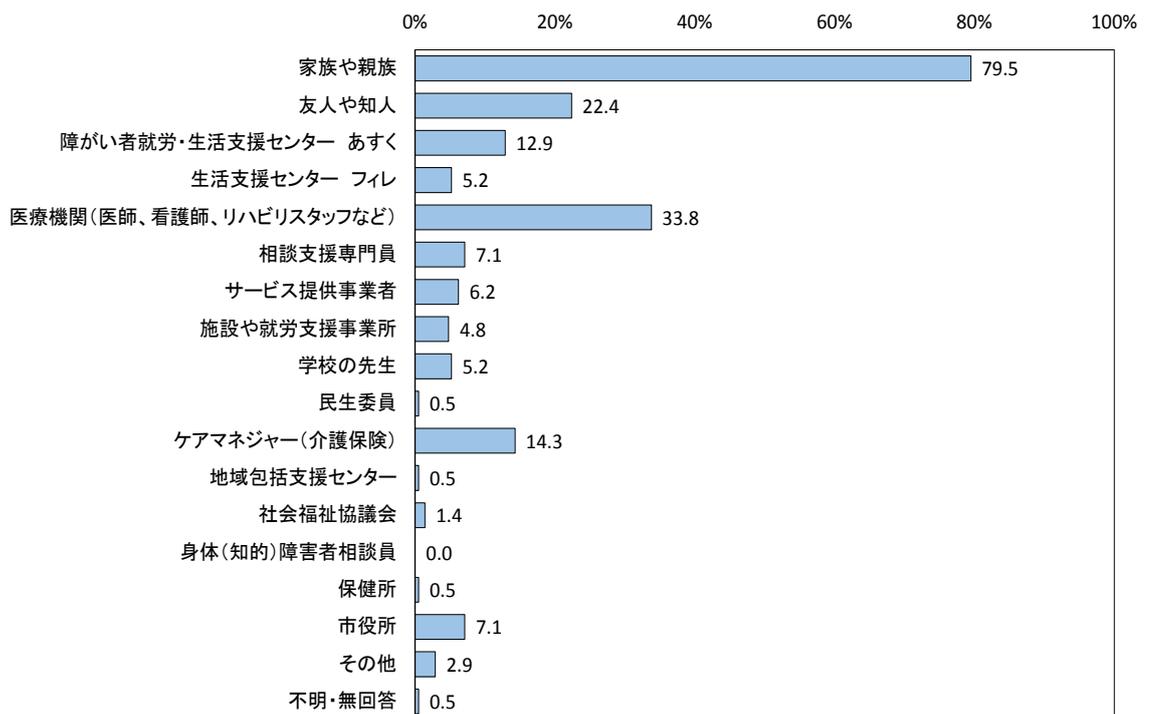
近年は、精神保健福祉や難病に関する専門性を必要とする相談や障がい当事者や介助者の高齢化の進行による老障介護に関する相談が増えており、多様かつ複雑なニーズに対応する必要があります。

市や障がい者相談支援センターの窓口、相談支援専門員の専門性の向上を図るとともに、障がい者やその家族が、日常生活の悩み事から医療や就労に関する専門的なことまで、安心して相談できるよう、身近で分かりやすい相談支援窓口の充実に取り組めます。

■ 困っていることを相談する相手の有無



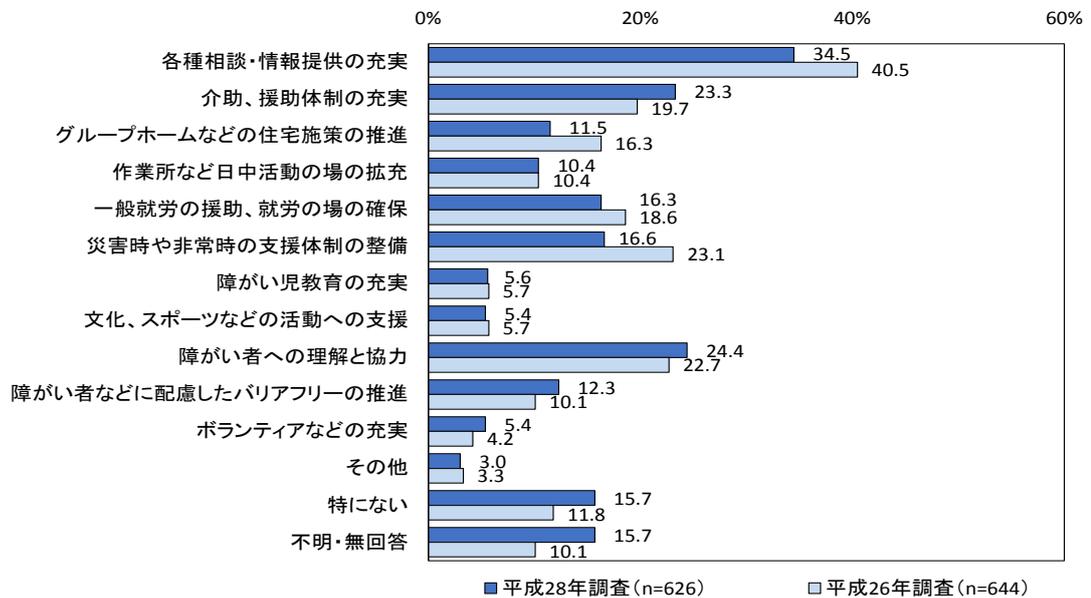
■ 主な相談先 (n=626)



■ 相談相手がない理由

区分	全体	相談先が分からない	誰にも相談したくない	家族や友人以外に相談する必要がない	他人に相談するのが不安	その他	相談するほどのことでもない	不明・無回答
全体	45	44.4	8.9	2.2	33.3	11.1	15.6	11.1
身体障がい者	15	33.3	6.7	6.7	26.7	6.7	20.0	13.3
知的障がい者	6	66.7	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3	0.0
精神障がい者	19	47.4	10.5	0.0	36.8	21.1	10.5	15.8
難病医療費等助成制度対象者	4	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0

■ 市の障害福祉において充実させる必要のあること



1 相談支援体制の充実

(1) 身近で分かりやすい相談窓口の充実と相談支援体制の強化

施策名	取組内容	担当課
身近で分かりやすい相談窓口の充実	重複障害や多様化・複雑化する支援の在り方、長期化する相談事例に的確に対応できるよう、「身体・知的」、「精神」の2つに分かれていた健康会館の相談窓口を全障害対応の窓口として一元化を図りました。市の窓口と合わせ、専門的な知識・ノウハウを有した関係団体や関係機関と連携するとともに、ピアカウンセリングを行うなど、地域の中で、「身近で気軽に立ち寄れる・分かりやすい相談窓口」を目指し、包括的な相談支援体制の構築を図ります。	障がい者支援課
相談支援事業の充実	窓口に保健師等を配置し、精神障害や新たな相談分野である発達障害、高次脳機能障害、難病等の困難事例に対する専門的な指導・助言を行います。 また、障がい者の日常生活や障害福祉サービスの利用などについて、相談支援事業所と連携し、必要な情報提供や助言を行うとともに、相談支援体制の強化を図ります。	障がい者支援課
身体・知的障害者相談員のあり方の検討	地域における身近な相談員として、身体障害者相談員、知的障害者相談員がいます。ここ数年、相談員人材の不足や計画相談支援事業の開始に伴う相談事例の減少が続いていることから、今後のあり方を検討します。	障がい者支援課
計画相談支援事業（サービス等利用計画）の推進	障害福祉サービスの利用希望者に対して、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成する事業で、支援の質の向上を図るため、地域自立支援協議会（相談支援部会）において、事例検討などを行い、利用者一人一人に適した計画相談支援の充実に取り組みます。	障がい者支援課
基幹相談支援センターの設置に向けた検討	「身体・知的」、「精神」の2つに分かれていた健康会館の相談窓口を平成29年度から全障害対応の窓口として一元化を図り、障害の状態に合わせた的確な支援が図られるよう相談支援体制を整備しました。 今後は、国の基本方針を踏まえ、市の相談支援の中核的な役割を担うとともに権利擁護の推進に取り組む市の支援拠点として「基幹相談支援センター」への移行に向けた検討を平成32年度末までに行います。	障がい者支援課

2

地域生活を支える支援とサービスの充実

(1) 地域福祉ネットワークの強化

施策名	取組内容	担当課
地域自立支援協議会の活性化	地域自立支援協議会において、刻々と変化する障害福祉に係る地域課題等に対応するため、情報の共有等とサービスの質の向上に向けた取組を行う一方で、地域自立支援協議会の活性化に向け、より円滑な組織のあり方や運営方法について、検討を行います。	障がい者支援課
障がい者団体活動への支援	障がい者団体の活動に対して、必要な支援を行い、各団体相互のネットワークづくりを支援します。	障がい者支援課
民生委員・児童委員との連携	市内の各地域において、相談・指導・助言等の個別援助活動を行う民生委員・児童委員に対して、定期的に情報共有等を行い、高齢障がい者支援を含めた地域における障がい者支援の充実を図ります。	障がい者支援課 生活福祉課

(2) サービス提供体制の充実と質の向上

施策名	取組内容	担当課
訪問系・日中活動系サービス等の充実	障害者総合支援法に基づく在宅福祉サービスについて、事業者と協力・連携して、適正なサービス量を提供することができるよう、サービス提供体制の充実及び質の向上を図ります。	障がい者支援課
地域生活支援事業の充実	平成 27 年度以降、訪問入浴サービスや緊急通報システム事業の創設、手話奉仕員・通訳者養成講座の開催など、事業の充実を図ってきました。引き続き、利用者ニーズを踏まえた事業の充実を図ります。	障がい者支援課
苦情等への対応の充実	事業者に対して、事業の透明性を図る目的から、第三者評価機関への受審や第三者委員の設置を促し、苦情等に適正かつ迅速な対応を図るよう求めます。 また、市では、苦情に対する状況確認等を迅速に行うとともに、必要に応じて、東京都の運営適正化委員会の活用を案内します。	障がい者支援課

(3) 障害福祉を支える人材の確保・育成

施策名	取組内容	担当課
福祉人材の確保・育成	<p>障害福祉サービス等の提供を安定的に行うためには、専門的知識を持つ福祉専門職の確保・育成が重要となります。</p> <p>地域自立支援協議会において、若手職員の定着に向けた相互交流を行うなど、福祉職のやりがい等を感じられる取組を推進するとともに、人材の確保・育成に向けた今後の方策について検討を行います。</p>	障がい者支援課

3 経済的支援の充実

(1) 年金・手当・助成制度の周知・実施

施策名	取組内容	担当課
障害年金制度の周知	<p>障害年金制度について、制度の存在や手続方法等を知らずに、本来、受給できるはずの年金を受給できないことのないように、広報紙やホームページ等を活用し、障害基礎年金制度の周知・啓発を図ります。</p> <p>また、年金受給に際しては、過去の受診歴などの記録が必要となることから、相談支援ファイルの活用の周知を併せて行います。</p>	障がい者支援課 保険年金課
手当や助成金の給付	<p>国や東京都などが実施する各種手当等の給付により、障がい者の日常生活の安定を図ります。</p>	障がい者支援課 子ども政策課
市手当・助成金給付事業の新たな方策の検討	<p>障がい者及びその家族の経済的な負担の軽減を目的とした現金給付事業について、事業創設時と比べ、事業を取り巻く環境が変化しています。市では、平成 27 年度に難病患者等見舞金支給事業を難病患者の相談支援の充実や訪問入浴、緊急通報システム事業に転換するなど、単なる現金給付ではなく、困っている方が必要なサービスへの転換を図っています。</p> <p>このため、現行事業のあり方を検討するとともに、障がい者が必要とするサービスの拡充を図るため、新たな事業の創設について検討を行います。</p>	障がい者支援課

(2) 各種割引・減免制度の利用促進

施策名	取組内容	担当課
各種割引・減免制度の周知	住民税の控除や自動車税、NHK放送受信料等の減免、有料道路料金、携帯電話基本料等の割引など、各種制度の周知を行い、利用の促進を図ります。	障がい者支援課 課 税 課

基本目標 3 保健・医療の充実

現状・課題

住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、生活の基礎となる健康の維持・増進と適切な医療体制が整っていることが重要となります。

本市では、健康診査や健康相談等の保健事業を実施し、障害の原因となる疾病の予防、疾病や障害の早期発見により、適切な治療を行えるよう、医療と連携し、市民の健康づくりに取り組んでいます。

医療の面においては、疾病や障害の種類・程度、状況、年齢等、一人一人の特性に応じた支援が必要となることから、身近で慣れ親しんだ医療機関や気軽な相談先として、顔見知りの「かかりつけ医」を持つことを推進しています。

アンケート調査の結果では、「かかりつけ医の有無」についての設問に対して、日常的に診療や相談などを受けられる「かかりつけ医」のいない割合が全体で1割半ばとなっており、精神障がい者では約5割が「かかりつけ医」が市外にいると回答しています。

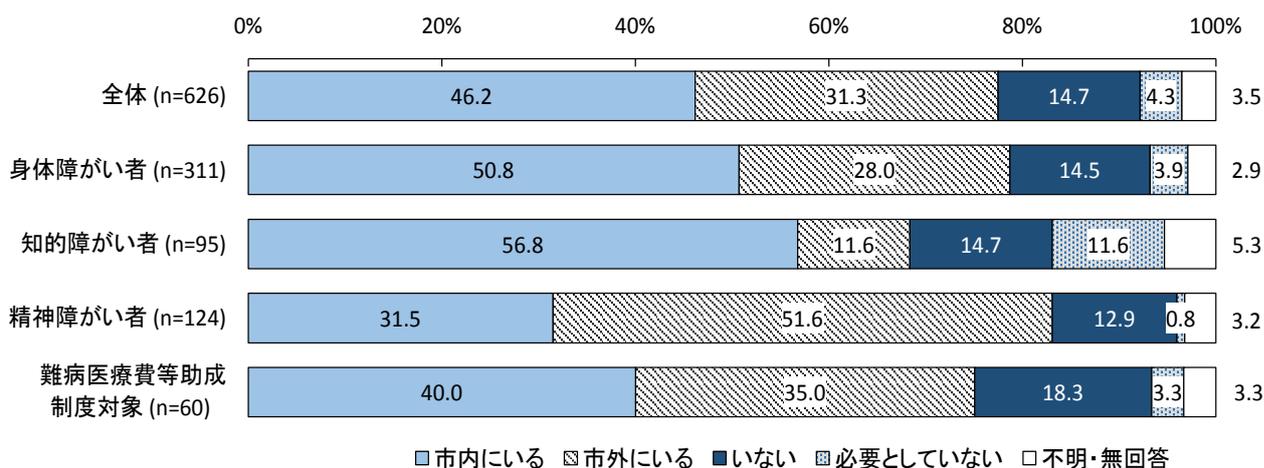
また、「健康管理や医療の面で困っていること」の設問に対しては、障害別では、知的障がい者は「障害が理由で症状が正確に伝えられない」、難病患者は「医療費の負担が大きい」との回答が多く、全ての障害に共通しては、「通院するのが大変」と回答した方が2割半ばと、身近な診療や相談を受けられる環境の整備が課題であることが考えられます。

現在、各障害に対応した地域医療が不足しており、身近で治療を受けられる医療機関の不足や人手不足が課題となっています。関係機関との連携の中で、医療機関等の情報の提供を行うとともに、身近な地域における医療体制の整備が必要となります。

精神障がい者の支援にあたっては、適切な医療や支援に結び付けられるよう、市、障がい者相談支援センター、保健所、医療機関等が相互に連携し、相談支援及び早期対応を図るとともに、入院中の精神障がい者の地域生活への安定的な移行・定着を進めるために、地域における医療提供体制の強化や障害福祉サービス等の提供を図る必要があります。

さらに、難病患者や高次脳機能障害、重症心身障がい者とその家族に対する疾病や障害の種別に応じた適切な支援が必要となっており、医療・保健・福祉の関係機関が連携し、支援体制の充実を図るとともに、市民に対し、各障害の理解・啓発を図る必要があります。

■ 「かかりつけ医」の有無



■ 健康管理や医療の面で困っていること

(単位：%)	全体	近所で診療がな い	通院するの が大変	訪問診療を してくれ ない	障 害 の た め に 症 状 が 正 確 に 伝 え ら れ な い	障 害 を 理 由 に 診 療 を 断 ら れ る こ と が あ る	受 診 の 手 続 き や 案 内 な ど が 障 害 へ の 配 慮 に 欠 け て い る	通 院 時 に 付 き 添 っ て く れ る 人 が い な い	医 療 費 の 負 担 が 大 き い	入 院 の 際 に 付 き 添 い や 個 室 の 利 用 を 強 い ら れ る	そ の 他	特 に な い	不 明 ・ 無 回 答
全体	626	10.7	26.2	2.7	6.9	0.8	3.5	3.4	13.4	1.1	6.2	43.8	10.1
身体障がい者	311	10.3	26.0	2.9	4.8	0.6	3.2	3.2	10.0	1.6	6.1	46.6	11.3
知的障がい者	95	7.4	10.5	1.1	15.8	2.1	6.3	0.0	11.6	1.1	9.5	45.3	11.6
精神障がい者	124	15.3	35.5	2.4	8.9	0.0	3.2	6.5	13.7	0.0	7.3	38.7	6.5
難病医療費等 助成制度対象者	60	6.7	33.3	1.7	0.0	1.7	1.7	3.3	30.0	1.7	0.0	38.3	6.7

1 保健事業の充実

(1) 疾病の早期発見と予防の促進

施策名	取組内容	担当課
健康診査事業等の推進	障害の原因となる生活習慣病等の疾病の予防を図るため、健康診査や各種検診を行うとともに、診査等の結果に基づく生活習慣の改善や栄養指導等の指導・助言を行うなど、保健サービスの充実を図ることで、障害の原因となる疾病の早期発見と障害の発生予防、改善を促進します。	障がい者支援課 健康課

(2) 精神保健福祉の充実

施策名	取組内容	担当課
精神保健福祉における相談支援体制の充実	在宅の精神障がい者や家族に対して、市や障がい者相談支援センターの精神保健福祉士から、助言・指導を行うとともに、医療機関や保健所との連携の強化、事例研究等による専門職の資質向上を図ることにより、相談支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課
精神障がい者に対する地域移行・定着の推進	退院・退所した精神障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、退院から地域生活に定着するまで、医療機関と連携した支援を図るとともに、暮らしの拠点となるグループホーム等の住まいの確保や居宅サービスの支援を図ります。 また、医療機関と連絡会などを設け、地域移行の可能な方の把握や今後の支援方法等を検討し、適切な地域移行支援・地域定着の取組を促進します。	障がい者支援課

(3) 難病患者に対する支援の充実

施策名	取組内容	担当課
難病に関する相談支援体制の充実	難病相談支援窓口や難病患者就労支援相談窓口において、難病に関する相談、医療機関に関する情報提供や就労支援の充実を図ります。 また、難病に精通した医師の講演会の開催や難病の理解を図るためのチラシを作成・配布するなどして、難病に対する理解の促進を図ります。	障がい者支援課

災害時難病患者等個別支援計画の整備	在宅人工呼吸器療法や人工透析療法などを利用する医療ニーズの高い難病患者などに対し、保健所等の関係機関と連携の下で、その疾病の特性を踏まえた個別支援計画を策定し、災害時の支援体制を強化します。	障がい者支援課
-------------------	---	---------

(4) 高次脳機能障がい者に対する支援の充実

施策名	取組内容	担当課
高次脳機能障がい者の実態の把握	高次脳機能障害は、本人や家族の障害に対する理解不足、他の疾病・障害と混在することにより、適切なりハビリテーション等に結びついていないケースが見受けられます。このため、医療機関や関係各課等との連携により、支援が行き届くよう、市内の高次脳機能障がい者の実態把握に努めます。	障がい者支援課 高齢者支援課
高次脳機能障がい者に対する関係機関の連携による支援体制の充実	高次脳機能障害の正しい理解を深めるため、周知・啓発を図るとともに、一人一人の障害特性に配慮した支援を行えるよう、医療・福祉・介護・労働等の関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課

(5) 重症心身障がい者に対する支援の充実

施策名	取組内容	担当課
重症心身障がい者に対する支援体制の充実	<p>障害が重くとも、地域で安心して暮らすための適切なサービス（短期入所、重度訪問介護、訪問看護など）や医療が確保され、安定した在宅生活が継続できるよう、必要な支援の充実と連携体制の整備を図ります。</p> <p>また、介護を行う家族への相談体制を整備するとともに、重症心身障がい者の理解を図るための周知・啓発に取り組みます。</p>	障がい者支援課

2

医療の充実

(1) 医療費の助成と医療との連携

施策名	取組内容	担当課
自立支援医療、心身障害者（児）医療費助成制度等の周知	パンフレットや広報紙等により、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）等の医療費公費負担制度の周知に努めます。	障がい者支援課
かかりつけ医の普及と情報提供体制の充実	<p>障害の軽減や自立の促進を図るため、地域で気軽に相談ができ、顔見知りの「かかりつけ医」を持つことを勧めます。</p> <p>また、医療機関との連携の下、障がい者が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、地域医療情報等の提供を行います。</p>	障がい者支援課 健康課

基本目標 4 障がい児支援の充実

現状・課題

障がい児がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期から成長の段階に応じた切れ目のない支援を受けながら、障害の軽減や基本的な生活能力・機能の向上を図ることが必要となります。また、適切な支援につなげるためには、障害や疾病の早期発見と適切な医療、訓練を受ける体制が整備されていることが重要となります。

本市では、3～4か月児から3歳児を対象とした乳幼児健康診査を実施し、健診の結果、医療や経過観察が必要とされた乳幼児には、継続的な相談や訪問指導、早期療育への円滑な移行を支援しています。

今後、障がい児の増加や相談内容が多様化していくことが予想される中においては、早い段階から家族の障害に対する理解と適切な対応が必要なことに加え、障がい児一人一人に合った教育や支援が提供できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を図るとともに、相談支援体制を強化し、適切な支援へつなげるサポート体制の整備が必要となります。

アンケート調査の結果では、「放課後や休みの日に利用しているサービス」についての設問に対して、身体・知的障がい者の5割半ばが障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援）を利用し、また、約3割が移動支援サービスを利用している状況にあります。

「サービス利用時に困ること」についての設問に対して、「特にない」と回答した方が半数を占めていますが、「利用できる回数や日数が少ない」「利用したいサービスの受け入れ枠がない」とそれぞれ約2割の方が回答していることから、サービスの利用機会の増加とサービス提供体制の充実を図ることが望まれています。

また、教育において、本市では、平成16年度から特別支援教育の体制整備を進め、特別支援教育コーディネーターの複数指名や巡回相談の充実、相談支援ファイルの作成・活用等を行っています。このことにより、学校のほか、地域の保育園、幼稚園等と連携を図りながら、子どもの成長段階において、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を通して、自立と社会参加を支える特別支援教育を推進しています。

あきる野市障がい者福祉計画策定委員会では、子どもの発達に不安を感じている親が相談できる場として「児童発達支援センター」の設置、発達障がい児に対する切れ目のない支援を図るための「発達障がい者支援センター」の設置などが必要である旨の意見が出されました。また、あきる野市地域自立支援協議会では、同じく「発達障がい者支援センター」の設置や「特別支援学級の教員の障害理解と専門性の向上」などが必要である旨の意見が出されました。

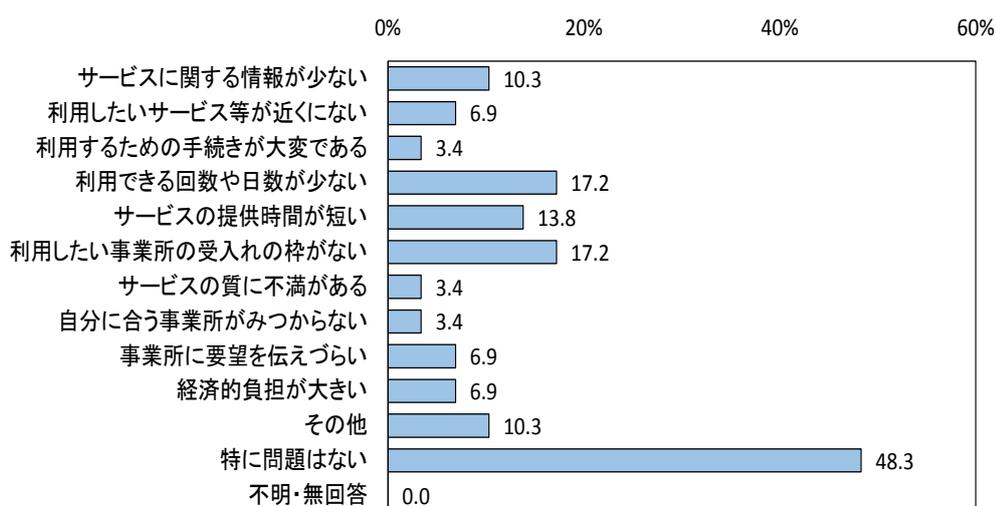
平成30年度の「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正に伴い、多様なニーズに対応できる支援が求められており、児童発達支援センターや発達障がい者の支援拠点の設置、保育所等訪問支援等の支援のあり方を検討していく必要があります。

障がい児の支援に当たっては、成長段階や一人一人の特性に応じた切れ目ない支援を行うことや家族に対する相談支援も欠かせないことから、母子保健、子育て・保育、教育、障害の関係部署、関係機関が支援体制を構築し、乳幼児期から学校卒業まで一人一人に合った継続的な支援を行うとともに、障がい児の適性に応じた教育の場の充実を図っていく必要があります。

■ 放課後や休みの日に利用しているサービス

(単位：%)	全体	障害児通所サービス・児童発達支援など	日中一時支援	移動支援	あきる野市内施設のショートステイ	市外施設のショートステイ	学童クラブ	障がい者団体の活動	民間の塾や習い事	サークル活動やクラブ活動	自宅で家族で過ごす	その他	不明・無回答
全体	55	50.9	1.8	30.9	18.2	1.8	10.9	9.1	18.2	14.5	54.5	7.3	9.1
身体障がい者	17	52.9	5.9	29.4	11.8	0.0	17.6	11.8	5.9	11.8	47.1	0.0	5.9
知的障がい者	30	56.7	0.0	33.3	23.3	3.3	10.0	10.0	26.7	16.7	56.7	13.3	6.7
精神障がい者	5	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0	20.0
難病医療費等助成制度対象者	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.00

■ サービス利用時に困ること



1 障がい児支援体制の充実

(1) 障がい児や家族に対する支援体制の充実

施策名	取組内容	担当課
療育相談・就学相談等による家族支援の充実	支援を必要とする子どもの保護者に対し、障害に対する理解を図るとともに、育児不安の解消を図るための相談・助言を行うことにより、早期療育につなげられるよう、関係機関との連携の下で支援の充実を図ります。	障がい者支援課 健康課 保育課 指導室
医療的ケアを必要とする児童への支援の充実	医療的ケアを必要とする児童に対して、医療・保健・福祉・保育・教育等の関連機関や障害児通所支援事業所、訪問看護事業所等が連携した協議の場を整備し、医療的ケアが必要な児童への総合的・包括的な支援の充実を図ります。	障がい者支援課 健康課 保育課 指導室
障がい児支援に当たる関係機関の支援体制の充実	障がい児の支援に当たっては、関係機関等が連携し、虐待等を含め、あらゆる角度から支援策の検討や必要な情報の共有を進める必要があることから、連携・支援体制の整備を図ります。	障がい者支援課 保育課 健康課 指導室 子ども家庭支援センター

2 早期発見・早期療育の推進

(1) 妊婦・乳幼児に対する保健事業の充実

施策名	取組内容	担当課
妊婦に対する母子保健事業の充実	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を実施するために、妊婦健診の受診や母子健康手帳発行時の面接相談、母親学級等への参加を促し、出産に向けた妊婦の不安等の解消と支援の届く場の提供を図ります。	健康課
乳幼児健康診査の実施	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査を実施し、月齢に応じた発育・発達の確認や指導・助言を行います。健康診査の結果、医療や経過観察が必要とされた乳幼児には、継続的な相談や訪問指導、早期療育への円滑な移行を支援します。	健康課

乳児家庭訪問事業の充実	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、乳児の身体の発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、庁内関係部署との連携に努め、適切な関係機関やサービスにつなぐなどの対応を図ります。	健康課
-------------	--	-----

(2) 未就学児への療育の推進

施策名	取組内容	担当課
保育・就学前後の支援体制の充実	<p>保育園や幼稚園などの子育て施設における障がい児支援の質の向上を図るため、定期的な巡回相談を行うほか、障害、子育て、福祉、教育等の関係部署、関係機関で連携体制の強化を図ることにより、情報の共有化と支援策の検討等を進めます。</p> <p>また、幼稚園や保育所から特別支援教育研修会や特別支援コーディネーター連絡会等への参加を促し、指導者の専門性の向上を図ります。</p>	障がい者支援課 保育課 健康課 指導室
障害児支援サービス（児童発達支援等）の実施と児童発達支援センターの充実	<p>障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うための児童発達支援等の充実を図ります。</p> <p>また、西多摩療育支援センター内の学齢前の幼児を対象とした「児童発達支援センター」について、地域の中核的な療育支援施設として機能の充実が図られるよう、事業者との連携に努めます。</p>	障がい者支援課
保育所等訪問支援サービスの充実	保育所等を利用中の障がい児又は今後利用する予定の障がい児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービスの提供を行うことで、障害のあるなしにかかわらず、保育所の安定的な利用ができるよう支援します。	障がい者支援課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	子どもの障害に対する理解を深めるための講習会の開催や情報提供等を行うとともに、関係機関で行う講演会等に参加し、支援体制の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
相談支援ファイルの利用促進	乳幼児期から児童期を経て、就労の段階までの成長の記録と支援の経過や成果等が、医療・保健・福祉・教育・就労機関等に引き継がれ、共通理解の下で一貫した支援を受けることができるように、相談支援ファイルの普及に努めます。また、相談支援ファイルの効果的な活用に向けて、他シートとの調整を図ります。	障がい者支援課 保育課 健康課 指導室

(3) 発達障がい児に対する支援の充実

施策名	取組内容	担当課
発達障がい児に対する支援の充実	発達障がい児に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を図るため、障害、子育て、福祉、教育等の関係部署及び関係機関が連携し、情報等を共有するなどして、一体的な支援の充実を図ります。	障がい者支援課 子ども政策課 保育課 健康課 指導室 子ども家庭支援センター
発達障がい児に対する支援策の検討	発達障がい児の一層の支援を図る観点から、「発達障がい者（児）支援センター」の設置等を含めた支援体制のあり方や支援の方法について、国・都の動向や各市町村の取組内容、本市の状況を踏まえた検討を行います。	障がい者支援課 子ども政策課 保育課 健康課 指導室 子ども家庭支援センター

3 学齢期の子どもの教育・療育の推進

(1) 特別支援教育の充実

施策名	取組内容	担当課
特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、その発達状況に応じた多様な教育の場を提供する特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育推進計画の策定に伴い、一人一人の教育的ニーズに合った支援を一層推進していきます。	指導室
通級による指導の充実	学習面や行動面などに課題がある児童・生徒に対し、通級による指導において、一人一人の障害特性に応じた指導を行い、児童・生徒の能力を最大限に発揮できるよう支援を図ります。また、中学校は通級による指導から特別支援教室への円滑な移行を行います。	指導室
副籍制度による特別支援学校との連携	特別支援学校に在籍する小・中学部の児童・生徒が市内の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を置き、障害の状況に応じた交流をすることにより、居住地域とのつながりの維持・継続を図るとともに、児童・生徒が互いの違いを認め合い、尊重する経験を通して相互理解を図ります。	指導室
教職員研修の充実	多様な障害に対する理解を深めるため、教職員に対する研修を実施し、障害特性に応じた教育の支援の充実を図ります。また、特別支援教育に関する研修を設定し、教員の特別支援教育に関する理解促進及び指導技術の向上を図ります。	指導室

(2) 教育相談等の充実

施策名	取組内容	担当課
就学相談・教育相談の充実	障がいのある児童・生徒 一人一人の障害の実態や教育的ニーズに対応するため、発達、療育等に関する情報提供や指導・助言を行うとともに、保護者に対する支援を行います。また、早い段階から相談及び支援を図るため、スクールソーシャルワーカーを活用しながら、関係機関と連携し、就学相談・教育相談の体制の充実を図ります。	指導室
巡回相談の実施	臨床心理士等が保育園や学校等に赴き、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒や、次年度に就学予定の幼稚園・保育園児の実際の行動観察を行うとともに、支援方策等の指導・助言を行うことで、適切な支援の充実を図ります。	保育課 指導室 子ども政策課

(3) 休日、放課後等余暇活動の支援

施策名	取組内容	担当課
障害児支援サービス(放課後等デイサービス)の実施	放課後等に、生活能力の向上に向けた訓練等の療育を行う場として、放課後等デイサービスの利用者が増加しているため、事業者の質の向上と連携を図るため、平成29年度から地域自立支援協議会内に障がい児通所プロジェクトを設置しました。 今後においても新たな事業者の進出や利用者の増加が見込まれるため、市と事業者が連携し、放課後等デイサービスの充実を図ることで、障がい児の療育を促進します。	障がい者支援課
居場所づくりの取組	学童クラブでは、集団生活への適応や各クラブの状況などを踏まえ、障がい児の放課後対策の充実を図ります。 また、健康会館1階「障がい児遊びの広場なないろ」において、障がい児及びその家族が気軽に立ち寄り、交流等のできる場の確保を図ります。 高校の卒業後、放課後等デイサービスの利用対象外となった後の居場所づくりが課題となっていることから、関係団体や関係機関とともに検討を行うなど、課題の解決に努めます。	障がい者支援課 子ども政策課

基本目標 5 安心して地域で生活できる環境づくり

現状・課題

障がい者にとって住みやすい環境は、すべての人々にとって快適に生活ができる環境となります。建築物や道路などのバリアフリー化や住宅の確保等、ユニバーサルデザインの考えを踏まえた福祉のまちづくりに取り組むことは、障がい者が地域の中で安心して暮らすための基盤となります。

アンケート調査結果では、「日常生活の困りごと」についての設問に対して、「外出に支障がある」と回答した方が約3割となっています。社会参加に向け、安心して外出や移動ができるよう、道路や駅の段差の解消、歩道等の整備、利用しやすい交通機関の整備等を進める必要があります。

障がい者の住まいの確保について、「今後の暮らし方」の設問では、「家族と一緒に暮らしたい」との回答が前回調査と同様に5割半ばと最も多くなっており、知的障がい者においても前回同様に約2割が「グループホームで暮らしたい」と回答しています。そして、約6割の方が「今後もあきる野市で住み続けたい」と回答していることなどから、今後も障がい者が住み慣れた地域で家族と暮らすことのできる環境づくりや自立した生活を営むための受け皿として、グループホームの確保に向けて、整備の促進に努めることが必要となります。

また、障がい者が安定した暮らしを営むためには、日常的な生活への支援に加えて、災害時の支援体制が整備されていることも重要となります。

アンケート調査の結果では、「日常生活の困りごと」についての設問に対して、身体・知的障がい者の約半数が「災害時の避難に不安を感じている」と回答しています。災害時の避難所生活に対する不安の解消や医療的な支援が必要な方への支援ができるよう、避難行動要支援者の支援体制の構築が重要となります。しかし、アンケート調査の結果では、市の避難行動要支援者（従来の災害時要援護者）の登録をしている方の割合は1割以下となっており、登録していない理由として、「自分で避難できる」と回答した方が3割半ばいる一方で、約3割の方が「事業そのものを知らない」と回答していることから、今後、避難行動要支援者の周知が課題として挙げられます。

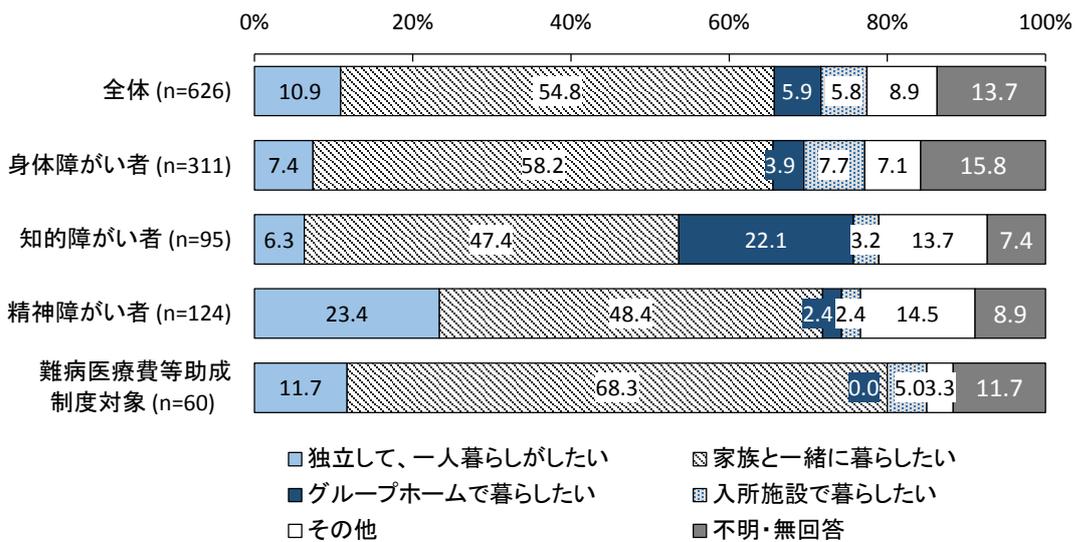
現在、市では災害時の避難や対応について、様々な方法で周知・啓発を行っていますが、今後はこれまで以上に避難行動要支援者の周知や支援体制の整備、ヘルプカードの利用の促進を図ることで、障がい者本人や身近な家族に対して災害時の備えの重要性を周知する必要があります。

さらに、情報の取得や伝達に困難が生じる方については、手話対応や要約筆記、漢字や英語のルビ、絵カード、音声ガイド等、障害の特性に合わせた配慮が必要となります。

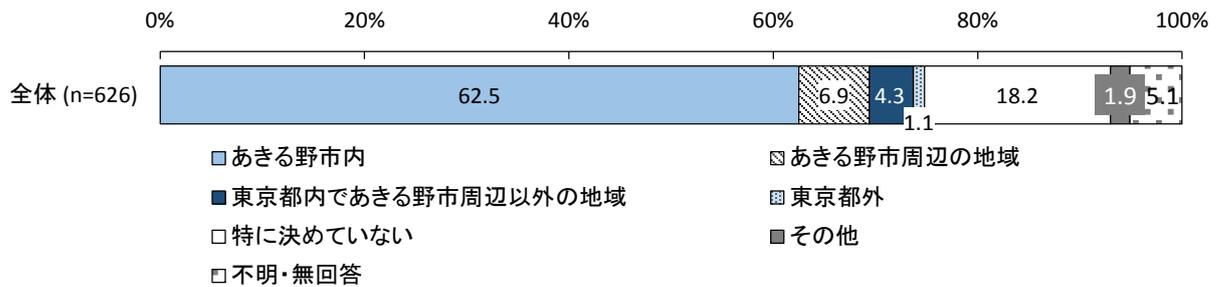
■ 現在、暮らし方について(同居等)

区分	全体	一人暮らし	父母	祖父母	配偶者	兄弟・姉妹	子・子の配偶者	孫・孫の配偶者	施設やグループホームで生活している	その他	不明・無回答
全体	626	12.6	28.8	2.7	40.7	14.5	20.1	1.8	2.2	5.1	1.3
身体障がい者	311	12.9	18.0	1.9	50.2	10.3	24.8	2.6	2.9	3.2	0.0
知的障がい者	95	4.2	73.7	8.4	4.2	43.2	0.0	0.0	4.2	9.5	0.0
精神障がい者	124	20.2	35.5	1.6	30.6	14.5	16.1	0.8	0.8	6.5	0.0
難病医療費等助成制度対象者	60	13.3	13.3	0.0	68.3	0.0	33.3	1.7	0.0	5.0	0.0

■ 今後の暮らし方の希望



■ 将来住みたい場所



■ 災害時要支援者の登録状況



■ 災害時に備えていること

区分	全体	日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	非常時持出し品の用意や非常食などの備蓄をしている	疾病や障害に対応した機器を備えている	必要な薬や医療機関の連絡先がわかるようにしている	近所の人や知人に、災害が発生した時の助けをお願いしている	地域の避難訓練に参加している	その他	特にない	不明・無回答
全体	626	17.1	35.0	2.1	20.6	5.6	13.7	3.4	36.9	6.4
身体障がい者	311	22.8	37.6	3.5	25.7	8.4	17.0	2.3	30.2	7.4
知的障がい者	95	17.9	40.0	1.1	11.6	4.2	7.4	4.2	38.9	6.3
精神障がい者	124	8.1	29.8	0.0	16.1	1.6	5.6	5.6	51.6	1.6
難病医療費等助成制度対象者	60	10.0	31.7	1.7	18.3	5.0	16.7	0.0	38.3	8.3

■ 日常生活の困りごと

(単位：%)	全体	健康状態に不安がある	着替えや食事などが十分にできない	家事などが十分にできない	介助者の負担が大きい	外出に支障がある	住まいに支障がある	就労について困っている	緊急時の対応に不安がある	災害時の避難に不安がある	人間関係に支障がある	障害や病気に対する周囲の理解がない	役所などの手続きが難しい	近くに、病気や障がいを理解した上で診てもらえる診療所がない	経済的に不安がある	将来に不安を感じている	日中することがない	その他	不明・無回答
全体	284	39.4	10.2	24.3	16.5	33.5	6.0	16.5	28.9	35.9	16.9	13.0	14.8	7.0	35.2	53.2	6.3	6.7	1.4
身体障がい者	132	40.2	12.1	23.5	21.2	37.9	6.8	9.1	32.6	49.2	5.3	6.1	14.4	6.8	33.3	47.7	3.0	6.8	0.8
知的障がい者	51	17.6	9.8	15.7	17.6	25.5	3.9	11.8	39.2	45.1	27.5	21.6	21.6	11.8	27.5	54.9	5.9	5.9	5.9
精神障がい者	70	45.7	7.1	30.0	8.6	28.6	4.3	37.1	17.1	11.4	37.1	22.9	11.4	5.7	44.3	64.3	12.9	5.7	0.0
難病医療費等助成制度対象者	22	50.0	4.5	36.4	13.6	45.5	4.5	9.1	27.3	22.7	0.0	4.5	9.1	0.0	50.0	45.5	4.5	13.6	0.0

1 居住環境の整備とバリアフリー化の推進

(1) 住まいの確保・整備

施策名	取組内容	担当課
グループホームの整備と入居支援の充実	<p>グループホームの整備に当たっては、単に建設促進を図るだけではなく、就労先、通所先の確保や利用者ニーズに合ったグループホームを広域的に探し出すことが必要となります。</p> <p>入居待機者の解消と施設、病院等からの地域移行への対応を図るため、必要量のグループホームの整備を促進するとともに、就労・通所先の確保やグループホームに関する情報の提供を行うなど、入居先の確保に向けた支援の充実を図ります。</p>	障がい者支援課
住まいの相談と民間住宅入居支援事業の実施	<p>障がい者が賃貸住宅への入居を希望する際に相談を受けるほか、保証人がいないため、入居が困難な場合に必要な支援と民間の保証機関に支払う保証委託料の一部を補助し、居住の安定を図ります。</p>	障がい者支援課

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

施策名	取組内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化の推進	<p>誰もが生活しやすいユニバーサルデザインの考えに基づき、生活環境の整備を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、段差の解消、勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を推進します。</p> <p>また、民間施設においても、事業者に対して指導や情報提供、適合証の交付等を行うことにより、バリアフリー環境の整備を促進します。</p>	障がい者支援課 生活福祉課 都市計画課 区画整理推進室 管理課 建設課 施設営繕課
住宅のバリアフリー化の促進	<p>重度の身体障がい者が身体の状態に応じた住宅改修を行う際に費用の一部を助成することにより、家庭内でのバリアフリー化を促進します。</p>	障がい者支援課

(1) 防災対策の充実

施策名	取組内容	担当課
防災知識の普及・啓発	<p>広報紙やホームページ等を通して、障がい者が緊急時等に使用するヘルプカードの周知・啓発を図るとともに、災害時における障がい者援助に関する知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>また、地域の自主防災組織とともに障がい者が地域の防災訓練等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。</p>	障がい者支援課 地域防災課
避難行動要支援者への支援の充実	<p>災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者の周知・啓発を図るとともに、日頃の見守りと災害時における避難誘導・安否確認などを連携して実施できるよう、居住地域の町内会・自治会、民生委員・児童委員等と情報を共有し、地域ぐるみの支援体制づくりを促進します。</p>	障がい者支援課 地域防災課
地域における見守りの推進	<p>見守りが必要な障がい者に対し、民生委員・児童委員や福祉事業者等と連携し、日頃から、地域住民や町内会・自治会と顔見知りの関係を築くことを支援します。</p> <p>また、複数の見守りの目を持つ必要性について、民間企業が業務中に見守りを行う「高齢者見守り事業」を参考に支援のあり方を検討します。</p>	障がい者支援課
緊急通報システムの設置の促進	<p>地域の中で一人暮らしをする重度の障がい者に対し、急病などの緊急時において、迅速かつ適切な対応が図られるよう、緊急通報システムの設置促進を図ります。</p>	障がい者支援課
災害時難病患者等個別支援計画の整備 [再掲]	<p>在宅人工呼吸器療法や人工透析療法などを利用する医療ニーズの高い難病患者などに対し、保健所等の関係機関と連携の下で、その疾病の特性を踏まえた個別支援計画を策定し、災害時の支援体制を強化します。</p>	障がい者支援課

(2) 防犯対策の充実

施策名	取組内容	担当課
防犯対策の推進	警察署や防犯協会等の関係団体との連携により、啓発活動などの地域防犯活動を行い、障がい者の犯罪被害の防止に努めるとともに、相模原市の障害者支援施設の事件を踏まえ、施設の防犯対策・防犯体制の強化を促進します。	障がい者支援課 地域防災課
消費者被害防止の取組	消費者相談の利用や民生委員・児童委員、相談支援事業所との連携により、買い物のトラブルや悪質商法等の被害の防止のための情報提供や啓発を進めます。 また、身近な相談者となる障がい者相談員や障がい者相談支援センターから消費者被害の情報などを把握し、今後の対応策の検討に努めます。	障がい者支援課 商工振興課

3 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

施策名	取組内容	担当課
「障がい者福祉の手引」の発行	障がい者福祉に関する各種施策を総合的に編集した「障がい者福祉の手引」を見やすく、情報を網羅したものに改訂するとともに、必要な情報が必要としている人に伝わるよう、周知・配布方法の検討を行います。	障がい者支援課
音訳・点訳等による情報提供の充実	視覚、聴覚障がい者に配慮した情報提供を図るため、音訳・点訳広報の作成やホームページの音声読み上げ対応、見やすい画面構成に取り組み、障がい者のみならず、誰もが読みやすく、利用しやすい情報の提供に努めます。 図書館においては、音訳・点訳図書製作や貸出し、対面朗読、来館が困難な方を対象とした郵送サービス等を実施し、情報提供の充実を図ります。 また、市が発行するパンフレット等を作成する際に、ふりがなを付けるなどして、必要な情報提供の充実に努めます。	障がい者支援課 市長公室 図書館

(2) 意思疎通支援の充実

施策名	取組内容	担当課
手話のできるあきる野市民の養成	<p>毎年度、初級・基礎コースと基本・応用コースの2コースの手話奉仕員・通訳者養成講座を開催し、手話のできるあきる野市民の養成を図ります。</p>	障がい者支援課
手話通訳者等の派遣	<p>手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施するとともに、市役所において行政手続等を円滑に行えるよう、手話通訳ボランティアを配置し、意思疎通に支障のある障がい者の社会参加を促進します。</p> <p>また、概ね100人を超える参加者が見込まれるイベント等に手話通訳者を派遣し、意思疎通支援の充実を図るとともに、手話の理解・啓発を図ります。</p>	障がい者支援課
市窓口における意思疎通支援の充実	<p>窓口等において適切な配慮が行われるよう、市職員が障害理解を深め、各課窓口に筆談ボード等を設置・使用するなどして、障害の特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。</p>	障がい者支援課 職員課

基本目標 6 就労や社会参加による生きがいづくり

現状・課題

企業、学校、地域社会等のあらゆる場面で合理的配慮の考え方の普及を図り、障がい者が就労及び社会参加できる環境を整備するとともに、地域における交流活動の機会の拡充に努めることが重要となります。

平成30年の「障害者総合支援法」の改正においては、一般就労移行後の生活面における相談・助言等に応じる就労定着サービスの設置による就労支援の強化が掲げられています。また、法定雇用率の引き上げや精神障がい者の雇用促進など、障がい者雇用が進む中で、障害の程度や状態に合わせた就労環境を整えることが求められており、企業や同じ職場で働く方の障害に対する理解が不可欠となります。

アンケート調査の結果では、「就労支援に求めること」の設問に対して、「職場や仲間の障害理解があること」と回答した方が3割半ばと最も多く、「生活できる収入がもらえること」や「障害に配慮した施設環境」「障害に合った短時間労働などの労働条件」と回答した方がそれぞれ約3割となっています。精神障害や発達障害、難病等の障害の種別については、配慮の方法など、企業では分からないことが多々あります。必要な配慮が行われ、障がい者と企業が適切な就労関係を築けるよう、企業への障害理解を図ることが必要となります。

福祉的就労においては、ここ数年、地域自立支援協議会の就労日中活動部会において、就労支援事業所が共同で生産品を販売するなど、工賃の向上を目指した取組が進んでいます。引き続き、販路の拡大と工賃の向上に向けた優先調達の推進と事業所生産品のPRなどを積極的に行うことが必要となります。

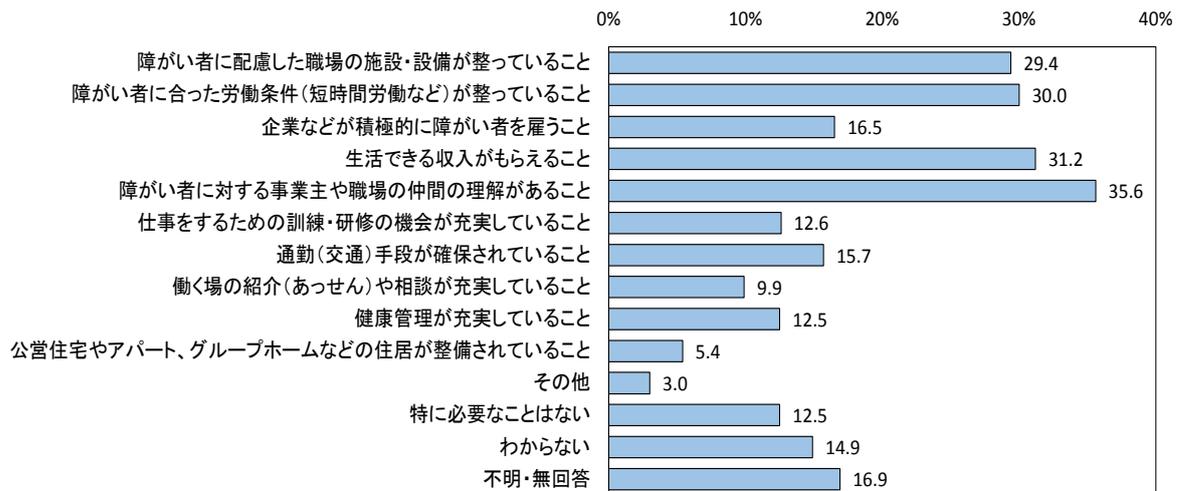
また、障がい者の充実した日常生活の実現には、スポーツや芸術・文化活動に親しむことができる環境づくりが重要となります。

アンケート調査の結果では、趣味や地域活動に参加している方の割合は2割半ばにとどまり、参加していない理由として、健康状態や障害を理由に挙げた方のほか、「どのような活動があるか分からない」「参加するきっかけがない」と回答した方がそれぞれ約2割となっています。

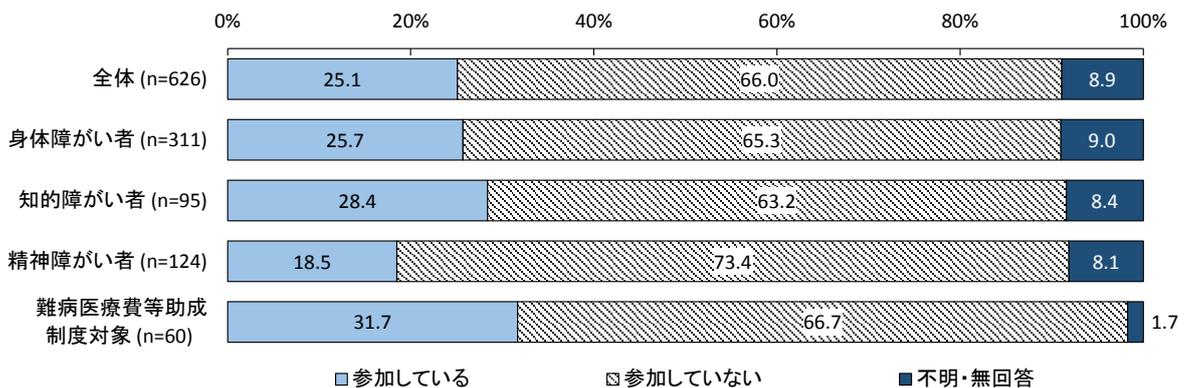
市では、教育部門との連携や民間事業者等の活用により、障がい者がスポーツを楽しめる機会の充実に努めていますが、障がい者に対するスポーツ活動等の情報提供や参加するための外出支援などの充実が課題となっています。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害のあるなしにかかわらず活躍できる場の提供や障がい者のスポーツ活動をサポートする人材の育成、移動の支援や意思疎通の支援などの充実に努め、スポーツや芸術・文化活動にだれもが参加しやすい環境の整備を進めることで、障がい者の社会参加の促進とスポーツや芸術・文化活動を通じて育はぐまれる障害理解に取り組む必要があります。

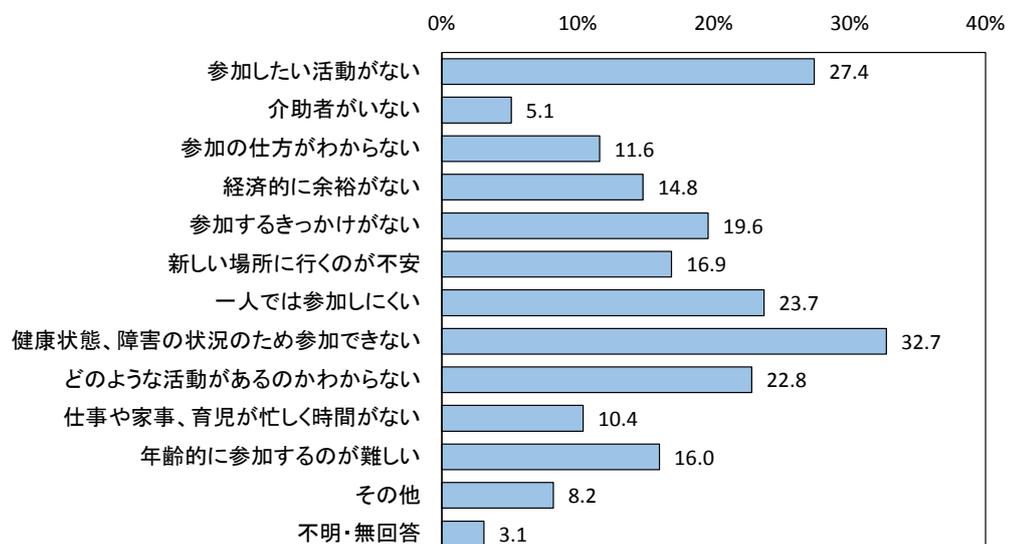
■ 就労支援に求めること (n=626)



■ 趣味や地域活動への参加状況



■ 趣味や地域活動に参加しない理由 (n=413)



2

日中活動の充実

(1) 福祉的就労の充実

施策名	取組内容	担当課
福祉的就労の場の充実	<p>企業等への就労が困難な障がい者のために、就労継続支援事業など多様な福祉的就労の場を確保し、就労や社会参加活動の機会の充実を図ります。</p> <p>本市の工賃が東京都平均を下回っていることから、地域自立支援協議会の就労日中活動部会において、共同で生産品を販売する取組を支援するなど、工賃の向上と就労の場の充実を図ります。</p>	障がい者支援課
地域自立支援協議会における就労支援事業者の連携の強化	<p>市内の就労支援事業所の連携の下で、計画的な就労支援策等の検討を図るため、地域自立支援協議会（就労日中活動部会）に参加する就労支援事業者の連携の強化を図ります。</p>	障がい者支援課
地域活動支援センターの充実	<p>地域活動支援センターⅠ型「フィレ」、Ⅲ型「秋川虹の家」において、精神保健福祉士等の専門職が相談等に応じながら、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域活動支援センターの活動の充実を図ります。</p>	障がい者支援課

(2) 生活介護事業の充実

施策名	取組内容	担当課
生活介護事業の充実	<p>障がいのある児童・生徒の学校卒業後の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護事業の場の確保に加え、適切なサービスが提供されるよう、質の向上に努めます。</p>	障がい者支援課

<p>芸術文化活動の支援</p>	<p>障がい者が描いた絵画など、創造性豊かなものが多いですが、展示・鑑賞する機会が少ない状況にあります。このため、障害者週間などの機会に作品を展示する場を設けるとともに、障がい者の生きがいづくりと健常者との相互交流を図るため、グループ・サークル活動等の各種芸術・文化活動の促進を図ります。</p>	<p>障がい者支援課 生涯学習推進課</p>
------------------	--	----------------------------

(2) 地域活動への参加の促進

施策名	取組内容	担当課
<p>各種事業への積極的な参加の促進</p>	<p>障がい者が地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、障がい者のニーズに応じて、移動支援や手話通訳等のコミュニケーション支援などの利用を支援し、社会参加の促進を図ります。</p>	<p>障がい者支援課</p>
<p>各種事業主催団体への障がい者理解の促進</p>	<p>障がい者が地域で行われる様々な行事・活動に地域社会の一員として参加できるよう、障害に対し配慮すべき事項などを主催団体に周知するなど、障害や障がい者に対する理解の促進を図ります。</p>	<p>障がい者支援課</p>
<p>ヘルプマーク、ヘルプカードの活用の促進</p>	<p>ヘルプマーク、ヘルプカードの周知を図るとともに、特別支援学校や就労支援事業所等で活用方法などを実践し、緊急時等の活用を促進します。</p>	<p>障がい者支援課</p>

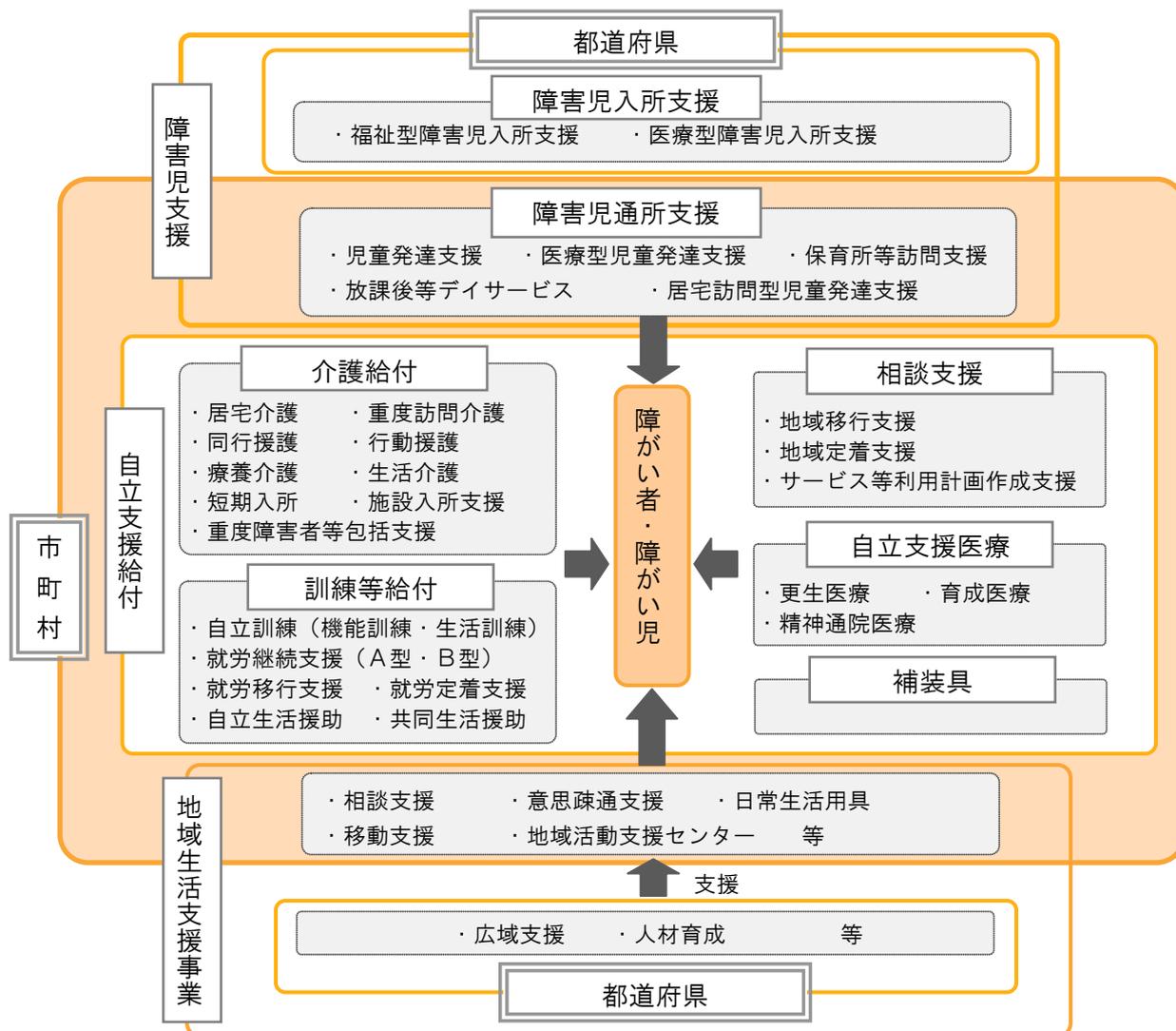
第5章 障害福祉計画

第1節 障がい者に対するサービス支援の全体像

「障害者総合支援法」によるサービスは、障がい者の個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が地域や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児を対象とするサービスとして児童福祉法に基づく「障害児支援」があります。

平成30年度に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、サービスの新設等が行われます。「改正児童福祉法」では、新たに障害児福祉計画を策定することが市町村に義務付けられ、本計画の第6章で障害児支援サービスの利用見込量等を示しています。

■総合的な自立支援システムの全体像



第2節 障がい者数の推計

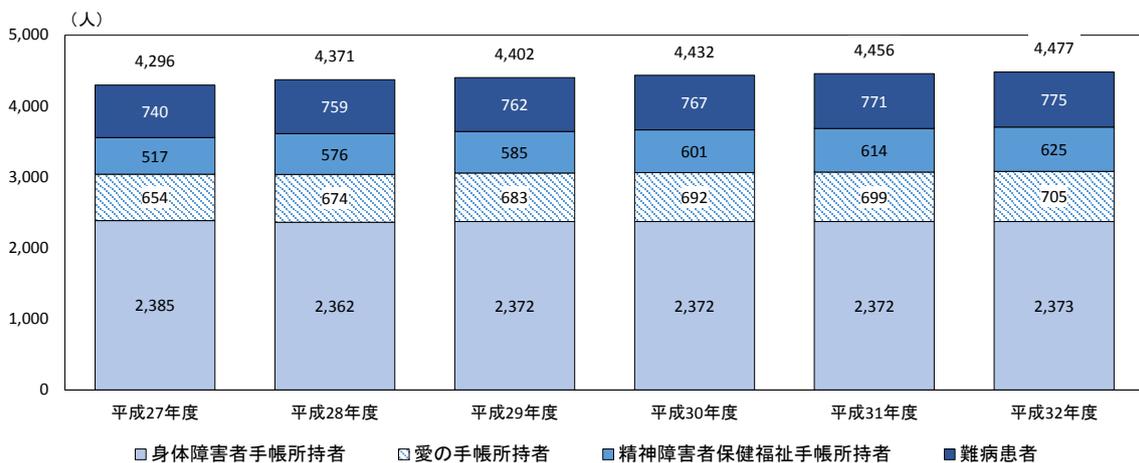
1 障がい者数の推移

障がい者数については、平成28年度末現在、身体障害者手帳所持者が2,362人、愛の手帳（療育手帳）所持者が674人、精神障害者保健福祉手帳所持者が576人、難病患者が759人となっています。

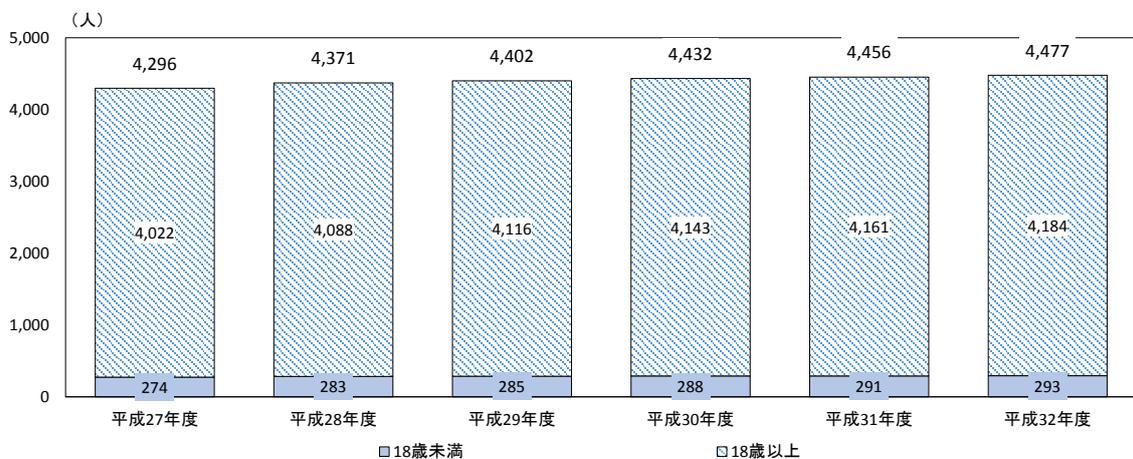
平成27年度から平成29年度までの数値から将来の障がい者数を推計すると、平成30年度以降も増加が見込まれます。

障害種別に見ると、身体障害者手帳所持者は横ばいに、愛の手帳（療育手帳）所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者は増加していくことが推測されます。また、年齢別でも、18歳未満と18歳以上ともに障がい者数が増加することが推測されます。

■障がい者数の推計（障害種別）



■障がい者数の推計（年齢別）



資料：平成27～29年度/実績値（29年実績見込値）、平成30～32年度/推計値
あきる野統計（各年度末現在）

■障がい者数の推計（年齢別）

（単位：人）

障害区分		実績値			推計値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者 総数		4,296	4,371	4,402	4,432	4,456	4,477
障害者手帳 所持者総数	合 計	3,556	3,612	3,640	3,665	3,685	3,702
	18 歳未満	273	283	285	288	291	293
	18 歳以上	3,283	3,329	3,354	3,376	3,394	3,409
身体障害者 手帳所持者	合 計	2,385	2,362	2,372	2,372	2,372	2,373
	18 歳未満	82	84	84	84	84	84
	18 歳以上	2,303	2,278	2,288	2,288	2,289	2,289
愛の手帳所持者	合 計	654	674	683	692	699	705
	18 歳未満	181	188	190	193	195	197
	18 歳以上	473	486	493	499	504	508
精神障害者保健 福祉手帳所持者	合 計	517	576	585	601	614	625
	18 歳未満	10	11	11	12	12	12
	18 歳以上	507	565	573	589	602	612
難病患者	合 計	740	759	762	767	771	775
	18 歳未満	1	0	0	0	0	0
	18 歳以上	739	759	762	767	771	775

資料：あきる野統計（各年度末現在）

2 障害福祉サービス利用者数の推移

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。

■障害福祉サービス支給決定者数の推計

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総 数	664	699	722	745	769	792
身体障がい者	177	180	183	186	189	192
知的障がい者	353	370	382	394	406	418
精神障がい者	134	148	156	164	172	180
難病患者	0	1	1	1	2	2

資料：あきる野統計（各年度末現在）

注：身体・知的・精神障がい者数は、障害種別の重複を含む人数

第3節 国の基本指針に定める第5期計画の成果目標

第5期障害福祉計画の最終年度となる平成32年度に向けた数値目標を設定し、この目標達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、地域生活へ移行している人の数値目標を設定します。

地域生活移行者の目標数	5人
施設入所者の削減目標数	2人

【国の基本指針】

- 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行することを目指します。
- 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末の施設入所者数から2%以上削減することを目指します。

【市の目標数値】

- 平成28年度末時点の施設入所者数55人の9%に当たる5人を平成32年度末までに地域生活へ移行するものとします。
- 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2人(3.6%)を減少した53人とします。

項目	目標数値	算出方法
平成28年度末の施設入所者数	55人	平成28年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	5人 (9%)	平成28年度末の施設入所者のうち、平成32年度末までにグループホーム等へ移行する人数
削減見込数	2人 (3.6%)	平成32年度末での施設入所者数の削減見込数

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

目標数	6人
-----	----

【国の基本指針】

○平成32年度中に一般就労へ移行する人を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本とします。

【市の目標数値】

○福祉施設の利用者のうち平成32年度中に一般就労へ移行する人を平成28年度の4人から6人(1.5倍)とします。

項目	数値	
平成28年度の年間一般就労移行者数	4人	平成28年度に福祉施設を退所して一般就労した人数の実績
目標年度の年間一般就労移行者数	6人	平成32年度に福祉施設を退所して一般就労する人数の目標値

(2) 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設の利用者数のうち、就労移行支援事業の利用者数の数値目標を設定します。

目標数	24人
-----	-----

【国の基本指針】

○平成32年度末における就労移行支援事業利用者数を平成28年度末の同事業利用者数の2割以上増加することを基本とします。

【市の目標数値】

○平成32年度末における就労移行支援事業利用者数を24人とします。

項目	数値	
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	20 人	平成 28 年末の就労移行支援事業を利用した人数の実績
目標年度の就労移行支援事業利用者数	24 人	平成 32 年度末に就労移行支援事業を利用する人数の目標値

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行率が3割以上ある就労移行支援事業所の割合を目標値に設定します。

【国の基本指針】

○就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を平成 32 年度末において全体の5割以上とすることを基本とします。

【市の目標数値】

○市内に就労移行支援事業所がありませんが、平成 32 年度末までに就労移行支援事業所の開設及び当該事業所の就労移行率3割以上を目指し、就労移行率の向上に取り組みます。

(4) 就労定着支援による職場定着率

一般就労に移行する障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズの増加及び多様化に対応するため、就労定着支援※が新たに創設されます。

【国の基本指針】

○就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とします。

【市の目標数値】

○平成 30 年度から新設されるサービスのため、平成 32 年度末までに就労定着支援事業所の開設に向けて検討を進めていきます。

※就労定着支援：一般就労へ移行し環境変化により生活面の課題が生じている障がい者に対し、生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行うサービス。

5

障害児支援の提供体制の整備等

(1) 地域支援体制の構築

【国の基本指針】

○平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上を設置するとともに、保育所等訪問支援施設を利用できる体制を構築することを基本とします。

【市の目標数値】

○市内にある児童発達支援センターにおいて、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るため、当該センターと連携を図ります。
保育所等訪問支援事業については、実施に向けて体制の構築を行います。

(2) 重症心身障がい児等への支援体制確保

【国の基本指針】

○平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。

【市の目標数値】

○市内にある児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携を図り、重症心身障がい児が引き続き、身近な地域で支援を受けられるよう、サービスの充実を図っていきます。

(3) 医療的ケア児に関する協議の場の設置

【国の基本指針】

○平成30年度末までに、保育、保健医療、教育、障害福祉、就労支援等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

【市の目標数値】

○関係機関が協議を行う場において、医療的ケア児^{*}の支援に関して取り上げ、医療的ケア児の支援について、関係機関との連携を図っていきます。

^{*}医療的ケア児：NICU等の長期入院後、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児を指す。

第4節 障害福祉サービス等の事業量見込み

1 障害福祉サービスの事業量見込み

(1) 訪問系サービス

【サービス内容】

○居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

○同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出したときに、移動に必要な情報の提供、移動などの支援を行います。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を行うほか、外出における移動の支援などを行います。

○行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上、著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に対し、危険を回避するための必要な支援、外出時における移動支援などを行います。

○重度障害者等包括支援

重度の障がい者の多様なニーズに対応するため、複数のサービスを組合せ利用できるよう、包括的に支援します。

【見込量確保策】

○訪問系サービスは地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障がい者のニーズに応じたサービスの提供が求められます。

今後もサービス利用者数の増加が見込まれており、サービス提供体制の整備に努めます。

○障がい者の自己決定権を尊重し、障害の程度や状態に応じたサービスが提供されるよう、関係機関や事業者との連携を図ります。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	利用者数（人／月）	74	76	78	80
	利用日数（日／月）	716	729	747	766
同行援護	利用者数（人／月）	20	21	22	22
	利用日数（日／月）	266	257	264	271
重度訪問介護	利用者数（人／月）	5	6	6	6
	利用日数（日／月）	1091	1094	1121	1149
行動援護	利用者数（人／月）	7	7	8	8
	利用日数（日／月）	157	161	165	169
重度障害者等 包括支援	利用者数（人／月）	0	0	0	0
	利用日数（日／月）	0	0	0	0

（２）日中活動系サービス

①生活介護

【サービス内容】

常時介護を必要とする人に対し、日中施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【見込量確保策】

- 住み慣れた地域社会で暮らすことができるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 障害の程度や状態に応じた事業者を選択できるように、事業者情報の提供に努めます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用者数（人／月）	153	156	160	164
	利用日数（日／月）	3,039	3,080	3,157	3,235

②療養介護

【サービス内容】

医療的なケアに加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護等のサービスを提供します。

【見込量確保策】

○医療の提供を併せ持つ事業者及び利用対象者が限定されるため、今後も継続したサービス提供と、質の確保に努めます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値 平成 29 年度	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	利用者数（人／月）	7	7	7	7

③短期入所（ショートステイ）

【サービス内容】

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量確保策】

○サービスの質の向上と関係機関の連携の強化を目的として、地域自立支援協議会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。

○事業所との連携を図り、障害の程度や状態に合わせたサービスが提供されるよう支援します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値 平成 29 年度	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所 （福祉型）	利用者数（人／月）	76	77	79	81
	利用日数（日／月）	364	389	399	409
短期入所 （医療型）	利用者数（人／月）	2	3	3	3
	利用日数（日／月）	11	11	12	12

④自立訓練（機能訓練）（対象：身体障がい者）

【サービス内容】

身体機能のリハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談や助言などの支援を行います。

【見込量確保策】

○専門的なサービスを提供できる事業所が限られているため、当該事業者との連携を図り、それぞれの障害の程度や状態に合ったサービスが提供されるように支援します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数（人／月）	0	0	0	1
	利用日数（日／月）	0	0	0	15

⑤自立訓練（生活訓練）（対象：知的障がい者・精神障がい者）

【サービス内容】

自立した日常生活を営むために必要な入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

【見込量確保策】

○専門的なサービスを提供できる事業所が限られているため、当該事業者との連携を図り、それぞれの障害の程度や状態に合ったサービスが提供されるように支援します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（人／月）	6	6	6	7
	利用日数（日／月）	99	98	100	103

⑥就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

【見込量確保策】

- 相談支援事業者、サービス提供事業者、ハローワーク等との連携を図り、就労支援から就労後の定着支援までを一貫して行う支援体制づくりを強化します。
- 地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、サービスの提供に向けて、事業者間の連携を図ります。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値 平成 29 年度	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	利用者数（人／月）	18	20	22	24
	利用日数（日／月）	258	283	313	344

⑦就労継続支援（A型・B型）

【サービス内容】

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と雇用契約を結ばないB型があります。

【見込量確保策】

- 相談支援事業者、就労・生活支援センター、ハローワーク等との連携を図り、就労に向けた支援を強化します。
- 地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、サービスの提供に向けて、事業者間の連携を図ります。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値 平成 29 年度	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援 （A型）	利用者数（人／月）	8	8	8	8
	利用日数（日／月）	145	140	144	147
就労継続支援 （B型）	利用者数（人／月）	166	170	175	179
	利用日数（日／月）	2,806	2,840	2,912	2,983

⑧就労定着支援【平成 30 年度から新設】

【サービス内容】

一般就労への移行に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間に渡り行います。

【見込量確保策】

○平成 30 年度から新設される就労定着支援については、圏域内で参入意向のある事業者を把握し、サービス提供に向けた体制の整備を進めていきます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	利用者数（人／月）		0	1	1

（３）居住系サービス

①自立生活援助【平成 30 年度から新設】

【サービス内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間に渡り、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

【見込量確保策】

○平成 30 年度から新設される自立生活援助については、圏域内で参入意向のある事業者の確保に努めるとともに、地域における交流を促進するなど、施設に入所している人の地域生活移行を支援していきます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用者数（人／月）		0	1	1

②共同生活援助（グループホーム）

【サービス内容】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【見込量確保策】

○関係機関との連携によりグループホームや就労・通所先に関する情報を共有し、グループホームの利用希望者に提供することにより、入居に向けた支援の充実を図ります。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	88	92	96	100

③施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所する人に対し、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量確保策】

○入所施設から地域生活への円滑な移行を促進するため、グループホーム等の社会資源の拡充、在宅生活における支援の強化に努めます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
施設入所支援	利用者数(人/月)	56	56	55	53

(4) 相談支援

①計画相談支援（サービス等利用計画作成支援）

【サービス内容】

障がい者に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との調整等を行うとともに、当該障がい者の将来目標や現在の課題などの個々の状態に合わせたサービスが利用できるようサービス等利用計画を作成します。

【見込量確保策】

- 障害福祉サービスを利用するすべての障がい者や児童を対象に、サービス等利用計画の作成やモニタリングなどに取り組みます。
- 適切なサービス等利用計画の作成やモニタリングを円滑に行うため、特定相談支援事業者と関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値 平成 29 年度	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数（人／月）	57	63	67	70

②地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

【サービス内容】

入所施設や病院などからの退所・退院に当たって支援を要する人に対し、地域生活に移行できるよう、住居の確保や新たな生活に向けた準備などの支援を行います（地域移行支援）。また、地域定着を図るための連絡、サポート体制の確保を図ります（地域定着支援）。

【見込量確保策】

- 困難な事例などにおいては、関係機関やサービス提供事業者などとの関係者会議を開催するなどして、より適切な支援を図ります。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、対象となる人の把握に取り組み、今後の動向を踏まえ、サービスの確保を検討します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値 平成 29 年度	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	利用者数（人／月）	0	0	1	2
地域定着支援	利用者数（人／月）	0	0	0	1

2

地域生活支援事業の事業量見込み

(1) 相談支援事業

【サービス内容】

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

【サービス見込量】

サービス名	実績見込値	計画値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業所 実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施

(2) 日常的な活動への支援

① 意思疎通支援事業

【サービス内容】

障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳および要約筆記の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者等を派遣します。

【見込量確保策】

- 登録手話通訳者等に対し、研修等を継続的に実施し、手話通訳者等の確保ならびに質の向上に取り組みます。
- 要約筆記者の派遣要請にしっかりと対応できるよう、都及び近隣市との連携などにより要約筆記者等の確保を図ります。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者奉仕員 派遣事業	利用者数（人／月）	20	22	24	26
手話通訳者設置事業	利用者数（人／月）	1	1	1	1

②手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

【見込量確保策】

○手話の勉強を希望する人に対し本事業を広く周知し、日常生活に必要な手話を習得できるように、研修内容の向上に努めます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成 研修事業	利用者数（人／年）	34	32	30	30

注：平成 29 年度から受講期間を 1 年 6 ヶ月としたため、受講者数に 2 / 3 を乗じた数を計画値とする。

③日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

○介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練ベッド

○自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、歩行支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置

○在宅療養等支援用具

透析液加湿器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)、酸素ポンプ運搬車、音声式体温計、体重計、音声式血圧計

○情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、情報受信装置、人工喉頭、福祉電話、ファックス

○排せつ管理支援用具

ストマ装具、紙おむつ等、収尿器

○居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

住宅の小規模改修に伴う用具の購入費及び改修工事費

【見込量確保策】

○障がい者の自立、介助者の負担軽減のため、今後も日常生活用具にかかる情報提供や相談支援を充実させ、その人の特性に合った適切な日常生活用具の給付に努めます。

○障がい者の増加や難病の対象疾病の増加に伴い、在宅における医療的な支援が増えることが予想されるため、適切な情報提供を行い、状態にあった日常生活用具の給付を進めます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	利用件数(件/年)	5	8	11	14
自立生活支援用具	利用件数(件/年)	10	12	15	17
在宅療養等支援用具	利用件数(件/年)	10	12	14	17
情報・意思疎通支援用具	利用件数(件/年)	3	4	6	9
排せつ管理支援用具	利用件数(件/年)	1,704	1,717	1,731	1,746
居宅生活動作補助用具	利用件数(件/年)	4	5	6	6

④移動支援事業

【サービス内容】

屋外での移動が困難な人に対し、社会参加等のための外出における移動を支援します。

【見込量確保策】

○サービスの質の向上と関係機関との連携強化を目的として、地域自立支援協議会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
移動支援事業	利用者数（人／月）	163	164	166	167
	利用時間（時間／月）	2,196	2,209	2,236	2,250

（３）活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

【サービス内容】

○基礎的事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

○機能強化事業

センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。

Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発

Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス

Ⅲ型：地域の障がい者のための援護対策として障がい者団体が実施する通所による援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られている事業所

【見込量確保策】

○創作・生産活動を行う社会参加の場として、地域生活支援の促進を図ります。

○地域活動支援センター機能の周知・啓発活動を強化し、サービスの利用促進を図ります。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域活動支援センター	箇所数（か所）	2	2	2	2
	利用者数（人／年）	180	194	206	216

(4) その他の事業（任意事業）

【サービス内容】

○日中一時支援事業

日中に介護者がおらず、一時的に見守り等の支援が必要な人に対し、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。

○更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。

○社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動への参加促進、自動車運転教習費・自動車改造費助成事業など、障がいのある人の社会参加を促進する事業を行います。

【見込量確保策】

○日中一時支援については、当該事業所と連携し、サービスの提供を引き続き実施します。

○その他の事業については、障がい者の社会参加、社会復帰及び自己更生に向け、引き続き柔軟な支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	箇所数（か所）	2	2	2	2
	利用者数（人／年）	8	8	9	9
更生訓練費給付事業	利用者数（人／年）	1	1	1	1
自動車運転教習費用助成事業	利用者数（人／年）	3	4	4	4
自動車改造費助成事業	利用者数（人／年）	1	2	2	3

第5節 第4期計画の目標と実績

1 国の基本指針に基づく取組の実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第4期計画の目標】

○平成25年度末時点の施設入所者数56人の12.5%にあたる7人を平成29年度末までに地域生活へ移行するものとします。

○平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末の施設入所者数から3人(5.4%)減少した53人とします。

【第4期計画の実績】

平成29年度末において、施設入所者の地域生活への移行者数は、3人になる見込です。地域生活移行者数は、目標数の7人には達していません。今後も引き続き、施設退所後のグループホーム等の受け入れなど、サービスの整備に積極的に取り組む必要があります。

また、施設入所者については、新たに入所した者が9人、死亡等により退所した者は6人おり、地域生活移行者が3人のため、平成29年度末には平成25年度末と同数の53人になります。

項目	目標数値	実績(見込)	目標数値
地域生活移行者数	7人 (12.5%)	3人	平成25年度末の施設入所者のうち、平成29年度末までにグループホーム等への移行者数
削減見込数	3人	0人	平成29年度末での施設入所者の削減見込数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行等

【第4期計画の目標】

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労へ移行する者の目標数値を14人とします。

【第4期計画の実績】

項目	目標数値	実績(見込)	目標数値
目標年度の年間一般就労移行者数	14人	3人	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

②就労移行支援事業の利用者数

【第4期計画の目標】

○平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数を 24 人とします。

【第4期計画の実績】

項目	目標数値	実績（見込）	目標数値
目標年度の就労移行支援事業利用者数	24 人	20 人	平成 29 年度末に就労移行支援事業を利用する人数

③就労移行支援事業所の就労移行率

【第4期計画の目標】

○就労移行支援事業所の就労移行率 3 割以上を目指し、就労移行率の向上に取り組めます。

【第4期計画の実績】

○市内の就労移行支援事業所が平成 28 年中に廃止となり、市内に対象事業所がない状況となっています。新規事業所の開設が課題となっています。

（ 3 ） 地域生活支援拠点等の整備

【第4期計画の目標】

○地域生活支援拠点は設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」の取組に向けた検討を行います。

【第4期計画の実績】

○あきる野市障がい者相談支援センターや就労・生活支援センターを中心として、障がい者に対する相談支援、就労支援等を行い、困難事例等に対しては、関係機関での連携のもと問題解決に向けて協議してまいりました。

2

サービス事業の提供実績

(1) 障害福祉サービス

サービス種別	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
①訪問系サービス							
居宅介護	人/月	81	87	83	80	84	74
	時間/月	863	895	876	777	888	716
重度訪問介護	人/月	6	6	6	5	6	5
	時間/月	1,307	1,095	1,325	1,038	1,343	1,091
同行援護	人/月	16	20	16	21	17	20
	時間/月	205	237	208	265	211	266
行動援護	人/月	5	7	5	8	5	7
	時間/月	196	186	199	201	201	157
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
②日中活動系サービス							
生活介護	人/月	143	142	148	144	152	153
	日/月	2,904	2,792	3,002	2,805	3,099	3,039
療養介護	人/月	6	7	6	7	6	7
短期入所 (福祉型)	人/月	50	54	51	66	53	76
	日/月	289	293	293	335	305	364
短期入所 (医療型)	人/月	1	2	1	2	1	2
	日/月	3	9	3	8	4	11
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	0	1	0
	日/月	2	18	2	0	2	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	5	7	5	7	5	6
	日/月	83	114	84	99	85	99
就労移行支援	人/月	15	15	16	14	19	18
	日/月	249	226	276	189	326	258
就労継続支援 (A型)	人/月	5	8	5	7	6	8
	日/月	96	142	108	128	118	145
就労継続支援 (B型)	人/月	171	161	175	164	177	166
	日/月	2,905	2,688	2,972	2,708	3,010	2,806
③居住系サービス							
共同生活援助	人/月	81	80	85	85	92	88
施設入所支援	人/月	56	60	55	58	54	56
④相談支援							
計画相談支援	人/月	83	56	88	53	90	57
地域移行支援	人/月	3	0	4	0	4	0
地域定着支援	人/月	2	0	2	0	3	0

(2) 地域生活支援事業

サービス種別	単位等	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
①相談支援事業所							
実施か所数	箇所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
相談支援機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②コミュニケーション支援事業							
手話通訳者奉仕員派遣事業	人/年	8	28	10	23	11	20
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
③日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件/年	12	13	14	9	17	2
自立生活支援用具	件/年	16	13	18	10	21	10
在宅療養等支援用具	件/年	12	8	14	12	17	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	10	10	3	11	1
排せつ管理支援用具	件/年	1,724	1,789	1,768	1,693	1,801	1,704
居宅生活動作補助用具	件/年	3	4	4	0	4	2
④移動支援事業							
利用者数	人/年	159	164	161	162	163	163
利用時間	時間/月	2,142	2,160	2,173	2,160	2,202	2,200
⑤地域活動支援センター							
箇所数	箇所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
利用者数	人/年	120	144	122	164	123	180
⑥その他の事業（任意事業）							
日中一時支援事業	箇所	1か所	1か所	1か所	2か所	1か所	2か所
	人/年	10	6	10	7	10	8
更生訓練費給付事業	人/年	2	1	2	0	2	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	0	10	42	10	34
自動車運転教習費用助成事業	人/年	3	1	3	3	3	3
自動車改造費助成事業	人/年	2	3	2	1	2	1

(3) 障がい者虐待の防止に向けた体制整備

サービス種別	単位等	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
障害者虐待防止センター設置数							
箇所数	箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

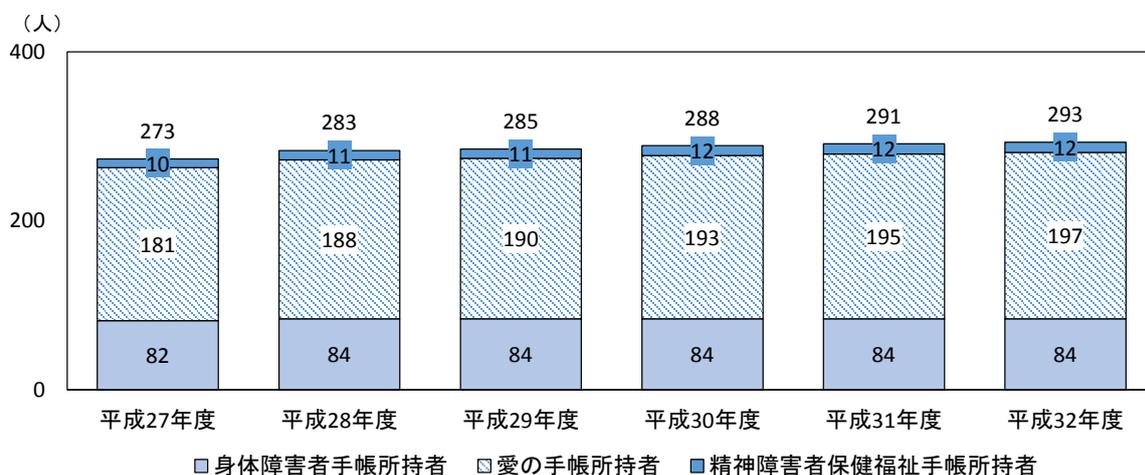
第6章 障がい児福祉計画

第1節 障がい児数の推計

1 障がい児数の推計

障害者手帳を所持する児童数については、平成28年度末現在、身体障害者手帳を所持する児童が84人、愛の手帳（療育手帳）を所持する児童が188人、精神障害者保健福祉手帳を所持する児童が11人となっています。将来推計については、愛の手帳（療育手帳）を所持する児童の増加が見込まれます。

■障がい児数（18歳未満）の推計



■障がい児数（18歳未満）の推計 (単位：人)

障害区分		実績値			推計値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい児 総数		273	283	285	288	291	293
身体障害者手帳 所持者	合計	82	84	84	84	84	84
	0～5歳	17	17	16	16	15	15
	6～9歳	15	17	15	15	14	14
	10～17歳	50	50	52	53	54	55
愛の手帳所持者	合計	181	188	190	193	195	197
	0～5歳	10	8	9	9	9	9
	6～9歳	41	34	35	34	34	33
	10～17歳	130	146	146	150	153	155
精神障害者保健 福祉手帳所持者	合計	10	11	11	12	12	12
	0～5歳	0	0	0	0	0	0
	6～9歳	1	1	1	0	0	0
	10～17歳	10	11	11	12	12	12

資料：平成27～29年度/実績値（29年度見込値）、平成30～32年度/推計値
あきる野統計（各年度末現在）

第2節 障害児通所支援等の事業量見込み

1 障害児通所支援等の事業量見込み

(1) 障害児通所支援

【サービス内容】

○児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

○医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援の内容に加え、医療の提供を行います。

○放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後又は休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

○保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービス提供を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

○居宅訪問型児童発達支援【平成30年度から新設】

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【見込量確保策】

○障害児支援サービスの利用実態やニーズの把握を行い、障がい児への支援体制の整備に向け、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

○保育所等訪問支援は、市内にサービスを提供できる事業所がないため、早期の整備を目指し、利用者数を見込んでいます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者数（人／月）	19	21	24	26
	利用日数（日／月）	130	148	165	181
医療型 児童発達支援	利用者数（人／月）	0	0	0	0
	利用日数（日／月）	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数（人／月）	129	146	162	178
	利用日数（日／月）	1,542	1,623	1,800	1,977
保育所等訪問支援	利用者数（人／月）	0	0	1	2
	利用日数（日／月）	0	0	2	4
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人／月）		0	0	0
	利用日数（日／月）		0	0	0

（２）障害児相談支援

【サービス内容】

障がい児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各期間との調整等を行うとともに、当該障がい児の将来目標や現在の課題などの個々の状態に合わせたサービスが利用できるよう障害児支援利用計画を作成します。

【見込量確保策】

○適切なサービス等利用計画の作成やモニタリングを円滑に行うため、特定障害児相談支援事業者と関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	利用者数（人／月）	21	24	28	31

2 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

【サービス内容】

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

【見込量確保策】

〇国や都における動向を注視し、市の役割を明確にしたうえで、将来的な配置を目指して検討を進めていきます。

【サービス見込量】

サービス名	実績見込値	計画値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（人）		0	0	0

第3節 第4期計画の目標と実績

障害児支援サービス

サービス種別	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績見込値
①障害児通所支援							
児童発達支援	人/月	25	20	30	23	36	19
	日/月	280	161	329	161	391	130
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	87	91	92	111	97	129
	日/月	876	942	942	1,221	990	1,542
保育所等訪問支援	回/月	0	0	0	0	0	0
②障害児相談支援							
障害児相談支援	人/月	19	13	20	16	22	21

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 制度の普及・啓発

本計画が目指す目標や方向性をすべての当事者が理解・共有できるように、市の広報紙やホームページをはじめとする媒体を用い、計画の周知を図ります。また、あらゆる機会を通じて、障害や障がい者に対する正しい理解を深め、積極的かつ継続的に障害福祉制度の普及・啓発に取り組みます。

2 障がい者ニーズの把握・反映

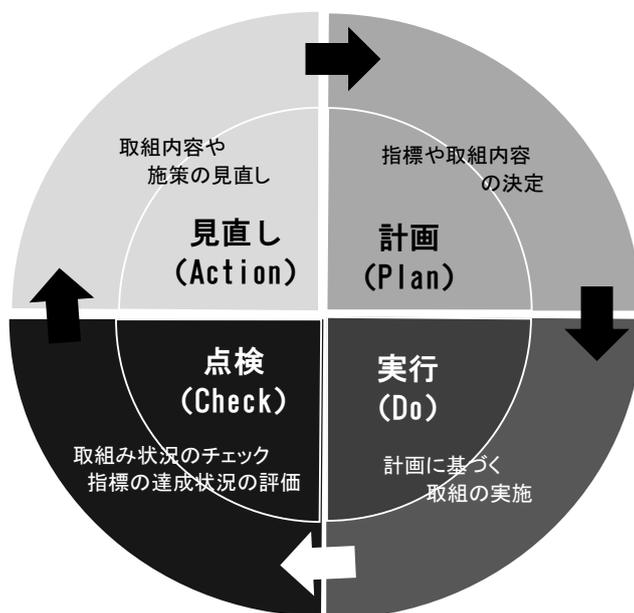
障害の重度化、障がい者の高齢化や障害種別の増加など、多様化する障害に対応するためには、障害の特性に応じた施策を展開する必要があります。具体的な支援の提供も、障がい者の性別、年齢、障害の状態や生活の実態を踏まえた対応が求められています。また、様々な心理的・社会的支援によって、障がい者が自らの力を自覚して行動し、自分の人生の主人公となれるよう、生活や環境を構築していくことが必要です。障がい者への各種施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法等について、地域自立支援協議会や身体・知的障がい者相談員、障がい者団体と意見交換等を行い、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

第2節 計画の推進管理

1 計画の達成状況の進行管理

計画に明記した成果目標について、毎年度、PDCAサイクルのプロセスを用いて、調査・分析・評価を行い、障がい者等が参画する協議会の意見を聴き、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取組を進めていきます。

また、市では、このPDCAサイクルに基づき、計画策定後に「あきる野市障がい者福祉計画推進委員会」を発足し、2年間で施策の進行管理と実施していく上での課題等を協議し、次期計画の策定委員会につなげていきます。



2 人材の育成・確保及び資質の向上

福祉に従事する人材の不足が深刻な中、サービスの質的向上を図るために、障がい者福祉に関する専門職員の育成・確保に努めます。また、東京都や近隣市町村との連携を図り、研修等を実施することにより、障がい者福祉に携わる市職員の資質向上に取り組みます。

3 庁内推進体制の整備

本計画に基づく取組は、福祉分野のみならず、医療、保健、教育、就労等の多岐に渡ることから、各施策をそれぞれの所管課が主体的に推進するとともに、障がい者支援課が中心となり、庁内部署間の連携を図り、計画の総合的な推進に努めます。

また、全ての職員が障がい者に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい者理解の促進と福祉意識の醸成に努めていきます。

4

関係機関等の連携

障がい者施策の推進に当たっては、地域、福祉、医療、保健、教育、労働等の各分野と連携を深め、情報等を共有し、総合的かつ計画的に取り組むことが必要となります。

このため、地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関によるネットワークの強化を図り、諸課題への対応に取り組みます。

資料編

第1節 計画策定の経過

日程	内容
平成29年 1月～2月	基礎調査（あきる野市障害福祉に係るアンケート調査）の実施 ・配布数 1,200 人、有効回答数 626 人（有効回答率 52.2%）
6月29日	第1回あきる野市障がい者福祉計画 策定委員会 （1）あきる野市障がい者福祉計画の策定について （2）障がい者福祉の現状について （3）あきる野市の障がい者の状況について （4）各委員からの障がい者の現状に対する意見について
6月～9月	あきる野市地域自立支援協議会 各部会 ・あきる野市障がい者福祉計画に関する意見集約
8月29日	第2回あきる野市障がい者福祉計画 策定委員会 （1）あきる野市障害福祉に係るアンケート調査結果の報告について （2）あきる野市地域自立支援協議会からの意見について【中間報告】 （3）あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員からの意見について
10月10日	第3回あきる野市障がい者福祉計画 策定委員会 （1）「あきる野市障がい者福祉計画」評価シートについて （2）障がい者福祉計画策定委員会委員等からの主な意見について （3）あきる野市地域自立支援協議会からの意見について （4）あきる野市障がい者福祉計画（骨子案）について
11月6日	あきる野市地域自立支援協議会 全体会（平成29年度 第2回） ・あきる野市障がい者福祉計画（骨子案）について
11月17日	第4回あきる野市障がい者福祉計画 策定委員会 ・あきる野市障がい者福祉計画（素案）について
11月27日	あきる野市障がい者福祉計画（素案）を市長に中間報告
平成30年 1月15日～ 1月29日	パブリックコメントの実施
2月 日	第5回あきる野市障がい者福祉計画 策定委員会 ・あきる野市障がい者福祉計画（案）について
2月 日	

第2節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

あきる野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づくあきる野市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づくあきる野市障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づくあきる野市障がい児福祉計画を総合的かつ計画的に推進するための一体的な計画として、あきる野市障がい者福祉計画(以下「障がい者福祉計画」という。)を策定するに当たり、広く市民及び関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、あきる野市障がい者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、障がい者福祉計画の策定に関する必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 障害者当事者団体及び家族団体の代表者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 関係行政機関の職員

3 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(謝礼)

第5条 第3条第2項第1号から第5号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第6条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員職務)

第7条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間、第1条の規定の適用については、同条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づくあきる野市障がい児福祉計画」とあるのは、「障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）及び障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とする。

第3節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	関係機関等	委員種別	備考
小笠原 恵	東京学芸大学 教授	識見を有する者	
高本 和昌	市民の代表（男性）	市民の代表	
小島 朱観	市民の代表（女性）		
田中 晴美	あきる野市障がい者団体連絡協議会	障害者当事者団体及び 家族団体の代表者	
塩野多佳子	あきる野市障がい者団体連絡協議会		
植田 宏樹	秋川病院（医師）	保健医療関係者	委員長
樫田 光夫	公立阿伎留医療センター（医師）		
網野 一也	あきる野市地域自立支援協議会	福祉関係者	副委員長
加藤 暁子	あきる野市障がい者相談支援センター		
石村 八郎	あきる野市民生・児童委員連絡協議会		
藤間 英之	NPO法人 秋川流域生活支援ネットワーク		
山崎 達彦	東京都立あきる野学園	関係行政機関の職員	
内藤 浩二	青梅公共職業安定所		
源 真希	東京都西多摩保健所		
榊原 秀明	あきる野市社会福祉協議会		

第4節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員等からの意見

○ 障がい理解と権利擁護

- 1 今まで、障がい者及びその関係者では当たり前知っている「障害者基本法」「障害者自立支援法」「差別禁止法」などによる「障害者福祉」の世界は想像以上に認知されていないのが現状である。
- 2 障がい者理解のさらなる促進を図るため、市の取組や地域の障がい者団体の活動などの情報を「福祉新聞」として配布・周知することも必要である。
- 3 障がい者が100人いれば、100人が個々に苦情や困っていることを持っている。
- 4 企業も社会も、障がい者に対する対応を一步誤れば大変なことになるという認識をしている。一般市民も、目を配り、気を配り支援していただきたい。
- 5 障がい理解をどのように進めればいいのか具体策がない。
- 6 障がいの特性を知って、差別しないでほしい、合理的な配慮をしてほしい。
- 7 表に出てこない人がいて、手帳も届け出ない、サービスの届かない人たちの声も拾ってほしい。
- 8 基幹相談支援センターの設置に向けては、「地域生活支援拠点」の議論と合わせ検討する。
- 9 身体障がい者相談員の存続について議論を求める。
- 10 障害理解については、差別解消法も知らない、当事者自体も知らない、ということ、市がこまめに説明会などを開いていかないと周知されない。
- 11 教育の場で、どうやって障がいをもった人たちと共生していけるのかというようなことが出てこないといけない。
- 12 命の授業を全学級でやるべきだ。
- 13 「発達障害」「精神障害」という分野の人達への対応と、どのような方法で見落とすこと無く認定できるかが重要である。
- 14 「子どもの頃からの障がい者との交流」が必要であるが、これに対する市の教育方針の中でどれだけ具体化されているか、現状を見直すことが必要。
- 15 成年後見の制度について、障がい児をもつ親御さんは、まだ子どもだからと関係ないと思っている。幼い頃から将来の可能について伝える事を考えるべきだ。

○ 相談支援体制の構築について

- 1 気軽に相談できたり、情報交換したり、ほっとできる場所がほしい。
- 2 相談が多岐に渡り単に障がい者福祉分野にとどまらない。そのため、基本相談を中心的に行う機関が必要である（基幹相談支援センターの設置）。
- 3 計画相談の件数が伸びない理由として、事業所のマンパワー不足、事業所数が足りない等の課題がある。
- 4 障害がありそうだけど、どこに相談すればいいのかわからない。

- 5 相談したり、話をしたりするだけで、解決する事例はいっぱいある。
- 6 行政の、市の窓口に行くよりも、相談支援センターのように気軽に行ける仕組みを作してほしい。
- 7 相談窓口は知っていても、自分の悩みが相談に値するのか、こんなことを聞いていいのかと不安になりがちである。そんなときに親同士のつながりや同じ障がいを持った人同士のつながりが必要だと思う。
- 8 発達障がいの方で知的障がいを伴わない人は、潜在的に生きにくさを感じている。周囲の人が気づいて相談窓口につなげるしかない。
- 9 相談窓口がないわけではないが、どこにいったらいいかわからないと言う不満が多い。
- 10 気軽にしかも、わかりやすい相談窓口を実現してほしい。
- 11 障がい者のことは、障がい者支援課だけのことではなく、市全体で取り組む体制を整えて、時代に追いついていけないという根本的なニーズに答えきれていかないのではないか。
- 12 障害に関する情報が十分ではないために、市や行政が悪いとなってしまう、PRが不足しているからだと思う。
- 13 虐待のリスクの高さを考慮し、相談内容の共有・活用・を図っていくために、障がい児や家族及び関係機関に対する相談支援体制に充実が必要である。

○ サービス等の充実について

- 1 就労移行支援はとても有益なサービスなので、もっと利用したい。
- 2 事業所があって、ニーズはあるけれど、マッチングがいかないケースがあった。サービスを選ぶ事も大切。
- 3 訪問入浴サービスの利用者が少ない。積極的に制度周知を工夫する。
- 4 障害の性質によって、使い勝手の良いサービスとあまり使えないサービスとがある。
- 5 障がいのあり方によって、サービスの組合せを大幅に変えられる仕組みがあれば使い勝手が良くなる。

○ 障がい児への支援

- 1 土日に活動できる場所、一緒にリクリエーションする団体がほしい。
- 2 身体を動かしたり、体調を整えるなど、いろいろな人と絡めれば良いと思う。
- 3 2歳、4歳、5歳のどこかで健診を入れて、学校へつないで行くことが大事だと考える。
- 4 発達障害は、早く対応すれば、難しい問題にならないと聞いている。早期に取り組んでもらいたい。
- 5 発達障害に関しては、乳児健診で親の気づきがあり、相談し、医療機関で様子を見る。まずは親の意識の啓発が大事だと思う。
- 6 児童発達支援（未就学児に対するのサービス）と小学校の連携が必要である。一人

一人に応じた専門性などが次の場につながっていくような連携が求められる。

- 7 子どもの発達に不安を感じている親が、まず、飛び込める場所として、児童発達支援センターが必要なのではないか。
- 8 学齢期の子どもたちと同じ割合で大人にも発達障がいがあるので、適切な支援が必要。発達障がい支援センターの立ち上げをぜひ入れてほしい。
- 9 発達障害という概念が定着し、そのケアの難しさもわかってきた今、新たなニーズとして取り組まなくてはならない。
- 10 子ども家庭支援センターから、この家庭が支援を必要としている等の情報を引継ぎ、どのように情報を共有していくか、具体的なところが必要となってきた。
- 11 医療的ケア児は特別支援学校に行くとは限らない。普通学級でも十分に過ごせる子もいるので、これらの子に対する支援も充実させて欲しい。

○ 就労支援について

- 1 職場体験の機会が少なく、限りがあることから市内の民間企業に受け皿となってもらえるよう、周知を図っていく必要がある。
- 2 企業で就労する障がい者は、自分からこうしてほしいとは言えない状況にある。
- 3 卒業後の進路についても大きな課題がある。通所先の確保が大きな課題となる。
- 4 精神障がいのある方について、その障がい特性に対する理解・知識が少ないため、身体、知的障がいに比べ、精神障がい者の雇用機会が低い状態である。
- 5 発達障がい、難病のある方について企業側の理解・知識不足に加え、障がい者雇用率のポイントとならないことなどから、雇用の機会が少ないと言える。
- 6 精神障がいの方は、自分からこうだとは言えないので、就労などにおいては、周りの者が受け止めていかななくてはならない。
- 7 市内に就労移行支援事業所はありませんが、その必要性と役割は、障がい者の就労にとっては重要であるため、市として設置を検討して欲しい。
- 8 卒業後も充実したサービスを受けられるようにと考えている。生活介護等の事業所は確かに増えているが、全障がい者にマッチした事業所があるかといえば疑問であり、空きがあるかどうか、選択の優先基準となってしまう。
- 9 進路や就労先を決めるときに、一人ひとりのニーズに合わせて事業所があるというのが一番の理想である。
- 10 就労のみならず、事業所を選択する際には、広く圏域で調整等をする必要があると考える。
- 11 職場定着のためには、採用する人事部と現場との情報伝達・共有が不可欠であり、現場での接し方をレクチャーするだけで、上手くやっていくことにつながる。

○ 災害時の対応について

- 1 実際に被災したときに、避難所でどうしたらよいかイメージできない。具体的な対策や具体的援助法の周知が必要だと思う。

- 2 人工透析が必要な方や、気管切開している方など、個別に災害時の支援計画を立てる必要がある方がいるので支援をお願いしたい。
- 3 市で行う防災訓練等で、人工透析や車いすの方に対する支援のあり方が、まだ具体化されていないように思う。自治会や町内会で様々な訓練をする中で、その対応を明確にするべきだ。

○ 医療・療育・予防について

- 1 精神障がい者に対する相談支援として、医療機関や保健所と情報共有はもちろんだが、段階的な調整や家族支援も含め、関係部署と連携して行ってほしい。
- 2 上代継診療所以外に、様々な障がいのある方への医療的な支援（診療）を行える病院がないが、ここだけを頼りにすることが難しくなってきたように思う。
- 3 未治療の人や、医療にかかってない人への情報発信が重要である。
- 4 高次脳機能障害は、身体障害を伴う場合があるので、身体障害者手帳を保持する人が多い。このため正確な高次脳機能障がい者数や状況が把握できない。
- 5 高次脳機能障害でも、介護保険2号の特定疾病に該当しない人がおり、受給できるサービスに隔たりが生じている。
- 6 常時介護が必要な重症心身障がい者について、医療機関の確保や医療ケアの整ったグループホームなどの充実が必要とされている。

○ 住まいについて

- 1 常時介護が必要な重症心身障がい者について、医療機関の確保や医療ケアの整ったグループホームなどの充実が必要とされている。
- 2 身体障がい者の日中活動の場やグループホームなどの住宅施設の施策の推進が必要である。
- 3 自宅の近くに、その方の望む日中活動の場所・グループホームがあれば、本人もその家族も気持ちの上で安定するのではないか。

○ バリアフリーについて

- 1 公共施設でのバリアフリー化は進んでいる。
- 2 企業がハード面でのハンデを克服するために、市が企業に対して経済的な支援を行い、合理的配慮の手助けをして欲しい。

○ 健康増進について

健康に関する情報・サービスが少ない。

○ 防犯について

障がい者が犯罪を起こさない、巻き込まれないように、障がい者団体や警察署と連携し、具体的な対応策などを検討する必要がある。

○ 福祉職について

- 1 様々な事業に取り組める事業所が少ない、それを行う職員が足りない。
- 2 高齢化に伴い、高齢者の事業所でも障がい者を受け入れることになりそうだが、障がい者の問題は「関わりにくい」「難しいのでは」と先入観がある。職員教育も重要だと思う。
- 3 支援する人材の確保が難しい。
- 4 福祉人材の育成をどのように行うかとか、高齢者が多くなるので、隠れ精神障がい者が増えてくる。予想されることがあるだろうし、介護スタッフの呼び込み等、外にむかった働きが必要となる。
- 5 福祉人材の確保が難しくなっている。正規職員は長く続かず、短期間職員は雇用の確保が難しく、支援の質の維持が難しい。

○ 地域生活について

- 1 地域共生社会とは、高齢者、障がい者、児童などの福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるということか。
- 2 障がい者が健常者と接する機会が非常に少ない、行政が積極的にPRしてほしい。
- 3 一般の方や同級生に障害のある事を理解してほしい面と理解した上で指導・支援してほしい。
- 4 あきる野市は家族と同居している人が多いので、つながりを持てるといい。
- 5 地域のふれあい福祉委員の方に、もっと障がい者の立場に立った活動も活発化するようにお願いしたい。

○ 親の高齢化について

- 1 親だけが頑張るのも無理があるし、親自身のからだがかたがきているのに更に親の介護も加わって、子どもの見守り、自分の体調、親の介護の3つと更に家のこととなると将来が不安である。
- 2 親の高齢化に伴い後見人の申し立てが増えているが、成り手がいない現状がある。
- 3 介助者支援については、高齢化の問題がかなり深刻となっている。
- 4 介助者の高齢化に伴って、地域の眼がないと無理、地域が支えないと無理と考えると高齢者はつらつセンターや地域包括センター、民生委員などの横の連絡、市全体での取組が必要となる。

第5節 あきる野市地域自立支援協議会から聴取した意見

「あきる野市障がい者福祉計画（平成27年度～平成32年度）」の基本目標ごとの意見

障害や障がい者に対する理解の促進と相談支援体制の充実

- 1 一般市民へ向けて障害理解の啓発をしてほしい。（災害時のスムーズな避難のために）
- 2 相談窓口の職員の専門性や対応のスキルを向上させてほしい。
- 3 問題解決の糸口となるよう当事者同士の交流が図れるといい。
- 4 相談窓口にどのように相談すればいいのかわからない。
- 5 障害理解のある相談窓口を充実してほしい。（今後どこで支援を受ければいいのかトータルで教えてほしい）
- 6 対応事例により担当課がまたがる場合は内部でのネットワークづくりにより情報の伝達をスムーズにしてほしい。
- 7 親亡き後、生活の中に入り込んで相談を受けてくれる相談先や資料の提供をしてくれるところが必要である。
- 8 成年後見制度の制度理解と推進をしてほしい。
- 9 乳幼児の虐待を未然に防ぐためにはサポートに関わった機関での情報の共有が大事である。
- 10 民生委員に親の会の活動を見に来てほしい。

地域生活を支援するサービスの充実

- 1 親のレスパイトの拡充をしてほしい。
- 2 親の高齢化で運転が不安になり、遠くの医療機関に受診させられなくなることが心配である。
- 3 上代継診療所は慢性的な人材不足のため、地域の医療機関と連携ができないか。

保健・医療の充実

- 1 発達健診が必要な状態の子どもに対応する職員の専門スキルの向上が必要である。
- 2 上代継診療所の充実を図ってほしい。（人手不足を解消してほしい）
- 3 上代継診療所以外の、地域の医療機関で受診できるように準備することも必要だと感じる。
- 4 医師不足により地域医療機関が減少していることが心配である。
- 5 障がい者（児）が安心して歯科治療ができる医療機関を確保してほしい。

障がい児支援の充実

- 1 母親が苦しい時の支援を充実してほしい。
- 2 虐待になる前に（児童相談所が入る前に）サポートできる体制を作してほしい。
- 3 母子に寄り沿うという観点から、親身に対応してくれる保健師の資質がとわれる。
- 4 あきる野学園だけでなく、特別支援教育や普通級などでも障がい児や健常児の区別無く平等な支援を行ってほしい。
- 5 学校や教員の知識や対応の違いなど、学校により教育に差がでないようにしてほしい。（学校間の横のつながりをもってほしい）
- 6 支援級に支援学校の先生が上手く入り、障害の特性に併せた支援方法などで運営してほしい。
- 7 軽度の発達障がいがある支援級に通う子ども達の放課後の活動場所がない。（発散できるスポーツクラブなど）
- 8 余暇活動や避難所としても活用できる、障がい者のための遊びやすい公園がほしい。
- 9 学童クラブや放課後子どもクラブへ付き添いがなくても利用できるようにしてほしい。
- 10 休日や放課後の支援を充実してほしい。
- 11 乳幼児時期の親と子の心のサポートをしてほしい。
- 12 児童発達支援センターを開設し、出生時からの切れ目ない支援拠点が必要である。
- 13 障がい児と健常児と一緒に楽しめる場の提供をしてほしい。
- 14 移動支援や放課後等デイサービスの上限日数を増やしてほしい。

安心して地域で生活できる環境づくり

- 1 災害時は、災害弱者や医療ケアの必要な人への支援が必要である。
- 2 避難所の周知徹底をしてほしい。
- 3 災害時は要配慮支援センターを立ち上げるなどして、障がい者の支援をすすめていく機関が必要である。
- 4 あきる野市は東西で長いので、あきる野学園のような避難所を五日市地区にも設けるべきだ。
- 5 障がい者が犯罪に巻き込まれないように、防犯に関する対策の強化や徹底が必要である。
- 6 選挙公報等の社会参加のための支援に関するものは早急に対応してほしい。
- 7 手話だけでなく、漢字や英語のルビや、絵カードなどの視覚支援をしてほしい。
- 8 市内の施設のバリアフリー化を進めてほしい。
- 9 安全な歩道の整備が必要である。

就労や社会参加による生きがいづくり

- 1 市役所実習の継続や内容を充実してほしい。
- 2 中途障がいの方の再就職や通所先が確保できるよう支援を充実させてほしい。
- 3 福祉的就労（就労 A・B、就労移行支援事業）や生活介護事業をより充実させることが必要である。
- 4 文化・芸術に触れる機会を増やしてほしい。

第6節 用語解説

【あ行】

- 愛の手帳（療育手帳）

知的障がいの判定を受けた人に東京都から交付される手帳のこと。障害の程度に応じて、1度から4度の区分で手帳が交付される。知的障がい者に対する一貫した指導・相談を行うとともに、様々な援助を受けやすくすることを目的としている。他道府県では、「療育手帳」と呼ばれている。

- 医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

【か行】

- 学習障害（LD）

全般的な知的発達に著しい遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力の習得と使用に困難を示す障害のこと。

- グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建等）において、数人の障がい者が一定の経済的負担を負って共同で生活するもの。

障がい者が安心して生活できるよう設備・構造等が配慮されているとともに、主に夜間に相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を受けられる。

- 権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の自己の権利を表明することが困難な人に対して、代理人による支援を通して、その人の権利やニーズを表明すること。

- 高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患等、主に脳の損傷によって起こる障害のこと。症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であり、脳の損傷部位によって発生する障害の症状が異なる。

【さ行】

- 自閉症

脳機能障害を原因としてコミュニケーションの困難を示す障害。言葉の発達の遅れや対人関係の困難さ、手順に強いこだわりを示すなどの症状がある発達障害の一種と考えられている。

- 社会モデル
「障害」は個人にあるものではなく、社会環境等の外部に存在する社会的障壁によって構築されるものとしてとらえる考え方。
- 手話通訳者
障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した者のこと。
- 手話奉仕員
聴覚障がい者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、広報活動、文化活動等に協力する者のこと。
- 障害者就労・生活支援センター
障がい者に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行う。働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、就労に関する悩み相談や職業相談、就労に関する講座、セミナーの紹介などを行う。
- 自立支援医療
障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むための医療のこと。具体的には、更生医療、育成医療、精神通院医療で構成されている。更生医療は、身体障がい者の機能回復のための医療費を給付する。育成医療は、身体障がいのある児童に対して障害を軽減・除去するために必要な医療費を給付する。精神通院医療は、在宅の精神障がい者の医療の確保、継続的治療の促進、早期治療・再発防止を図るため医療費を給付する。
- 身体障がい者
先天的あるいは後天的（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。18歳以上の者で、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、都知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声、言語又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能）障害、⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害に分けられる。
- 身体障害者手帳
身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために身体障害者福祉法に基づき交付される手帳のこと。障害の程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付される。

- **精神障がい者**
統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人のこと。
- **精神障害者保健福祉手帳**
精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、社会復帰や自立、社会経済活動への参加を促進するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から3級までの手帳が交付される。
- **成年後見制度**
知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分ではない人を保護し、不利益から守るための制度。家庭裁判所の審判に基づき、成年後見人、保佐人、補助人等から財産管理や日常生活の援助を受けること、又、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができる。

【た行】

- **地域自立支援協議会**
障害者総合支援法に基づき、地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場となるもの。福祉事業者、保健・医療関係者、教育、雇用等の関係機関、企業、障がい者団体等で構成される。
- **知的障がい者**
知的機能の障害がおおむね18歳までの発達期に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人。
- **注意欠陥多動性障害（ADHD）**
年齢又は発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

【な行】

- **難病患者**
原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した人をいう。経過が慢性にわたり、精神的・経済的ともに負担が大きいとされ、パーキンソン病や重症筋無力症等の疾病があてはまる。平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

【は行】

- 発達障害
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常幼児期・児童期・青年期に発現するもの。

- 発達支援センター（発達障がい者支援センター）
発達障がいのある人やその家族等が地域で安心して暮らしていくために、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供等を行う機関のこと。

- バリアフリー
障がい者や高齢者が社会生活をしていく上の障壁（バリア）を除去すること。段差などの物質的障壁や、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的等全ての障壁の除去を行うことをいう。

- 避難行動要支援者（災害時要援護者）
要介護高齢者や障がい者等、身体の障害等を理由に災害時に自力で自宅外へ避難することが困難な人や、自ら救出を求めることが困難な人。平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、災害時要援護者が避難行動要支援者と名称が変更された。

- ピアカウンセリング
障がい者が自らの経験を活かし、他の障がい者の相談に応じ、社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に関する問題の解決を図るもの。ピア＝仲間の意味。

- ファミリー・サポート・センター
子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育ての相互援助活動をする拠点。活動の流れを円滑に運用するため、調整を行い、子育てしやすい環境をつくる。

- 法定雇用率
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関が雇用している労働者について、当該労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上になるよう義務づけている雇用率のこと。

【ま行】

● 民生委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる非常勤の地方公務員のこと。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において、担当の区域を定めて、①住民の生活状態を必要に応じて適切に把握する、②相談・助言、必要な情報の提供等を行う、③社会福祉事業者等と連携し、その活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や行】

● ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、年齢、性別、国籍、障がいの有無等で特定の人に限定せず、すべての人にとって使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、情報、生活環境をデザイン（計画・実施）するという考え方。

● 要約筆記

聴覚障がい者に、話の内容を要約し、その場で文字にして伝える筆記通訳のこと。手書きや、パソコンを用いる。

● 要約筆記者

中途失聴・難聴者等の意思伝達を仲介するとともに、大会等の場において講演内容等を OHP（頭上投影機）などを利用して要約筆記するほか、広報活動等に協力すること。

【ら行】

● ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの生涯の各時期。